

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

1 概要

我が国の年金制度は、一般被用者を対象とする厚生年金保険と一般地域住民を対象とする国民年金を二大支柱とし、これに特定の職域を対象とする船員保険及び各種共済組合(国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合)が加わり、国民皆年金体制が作られている。各制度の適用者数及び受給権者数については、それぞれ第3-1-1表及び第3-1-2表にみるとおりである。

第3-1-1表 各種公的年金制度の適用人員

第3-1-1表 各種公的年金制度の適用人員
(51年3月末現在)(単位：人、%)

	適用人員	構 成 比
総 数	55,372,299	100.00
国 民 年 金	25,883,885	46.75
厚 生 年 金 保 険	23,648,575	42.71
船 員 保 険	244,297	0.44
国 家 公 務 員 共 済 組 合	1,161,587	2.10
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	2,946,828	5.32
公 共 企 業 体 職 員 等 共 済 組 合	790,412	1.43
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	437,691	0.79
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	259,034	0.47

資料：総理府「社会保障統計年報」、社会保険庁「事業年報」

(注) 各共済組合は50年3月末現在である。

第3-1-2表 各種公的年金制度の受給権者数

第3-1-2表 各種公的年金制度の受給権者数

(51年3月末現在)(単位:人)

	総数	老齢(退職)年金	障害(廃疾)年金	遺族(母子, 準母子, 遺児, 寡婦)年金
総数	11,693,270	9,752,613	802,829	1,137,828
国民年金				
{ 拠出年金	3,119,058	2,818,365	133,716	166,977
{ 福祉年金	5,139,997	4,613,574	522,129	4,294
厚生年金保険	2,368,263	1,505,937	126,396	735,930
船員保険	54,367	25,473	4,366	24,528
国家公務員共済組合	235,770	185,610	3,379	46,781
地方公務員等共済組合	423,926	348,230	5,325	70,371
公共企業体職員等共済組合	289,808	205,135	6,163	78,510
農林漁業団体職員共済組合	47,264	38,013	1,119	8,132
私立学校教職員共済組合	14,817	12,276	236	2,305

資料:総理府「社会保障統計年報」, 社会保険庁「事業年報」

- (注) 1. 国民年金の老齢特別給付金は, 老齢年金に含めている。
 2. 老齢(退職)年金の受給権者数には, 通算老齢年金, 特例老齢年金の受給権者を含む。
 3. 各共済組合は50年3月末現在である。

我が国の年金制度は,36年の国民皆年金の実現以降,厚生年金保険,国民年金ともに4回の大きな制度改善が行われてきた。特に48年度における改正は,年金額の水準の大幅な引上げ,物価スライド制の導入を二本の柱とするものであった。その後49年度,50年度には,福祉年金額の引上げ,物価スライドによる年金額の改定を行った。51年度における改正は,財政再計算を2年繰り上げ,厚生年金保険においては,年金額の引上げ,在職老齢年金の支給制限の緩和,障害年金,遺族年金の通算制度の創設,遺族年金の寡婦加算制度の創設等を内容とし,国民年金においては,年金額の引上げ,障害年金,遺児年金の通算制度の創設,福祉年金の引上げ等を内容とするものであった。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

2 厚生年金保険法等の改正

(1) 厚生年金及び国民年金の改正の経緯

厚生年金及び国民年金については、48年に標準年金を5万円とする年金水準の大幅引上げと物価スライド制の導入を柱とする改正が行われたが、その後における社会経済情勢の変動は著しく、これに適切に対処するため、本来53年度に予定される財政再計算期を2年繰り上げて実施することとし、49年秋から社会保険審議会厚生年金保険部会及び国民年金審議会にて審議が開始された。10か月にわたる審議の結果をとりまとめた意見書がそれぞれ50年8月に提出され、これに基づき改正内容を検討したうえ、51年1月法案要綱の形で社会保険審議会、国民年金審議会及び社会保障制度審議会に諮問し、同年2月に答申があった。これらの各審議会の答申を受けて「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定された後第77回国会に提出された。改正法律案は衆議院で一部修正のうえ、5月21日に成立、6月5日法律第63号として公布された。

(2) 厚生年金の改正内容

ア 年金額の引上げ

今回の改正では、老齢年金の標準的な年金額の水準として48年改正で設定された「直近男子の平均標準報酬の60%程度」を維持することとし、改正後新たに老齢年金を受ける標準的な加入期間(28年)を有する男子の老齢年金の額を妻の加給を含めて月額9万円とした。

(定額部分)(報酬比例部分)(妻の加給)(年金額)

$$1,650円 \times 28年 + 136,400円 \times 10/1000 \times 28年 + 6,000円 = 90,392円$$

厚生年金の年金額は、報酬に関係なく加入期間の長さに応じて支給される定額部分と加入期間中の報酬に応じて支給される報酬比例部分からなる基本年金額に妻や子がある場合に支給される加給年金額を加えた額となっているが、前記水準を達成するため、次のとおり、基本年金額及び加給年金額を大幅に引き上げた。

(ア) 定額部分

定額部分については、被保険者期間1月につき1,000円であるのを1,650円に引き上げるとともに、被保険者期間の上限が30年であるのを5年延長し、35年とした。

(イ) 報酬比例部分

報酬比例部分については、48年改正で、その当時の賃金水準の実態に見合ったものとするため、過去の標準報酬を再評価したところであるが、今回改正においても、最近の賃金水準により再評価し、過去の標準報酬を期間に応じて6.39倍～1.17倍することとした。

(ウ) 加給年金額

加給年金額については、配偶者について月額2,400円から6,000円に、第1子及び第2子について月額800円から2,000円にそれぞれ引き上げることとした。

(エ) 最低保障額

障害年金及び遺族年金の最低保障額については、定額部分の単価を引き上げたことに伴い、月額2万円(50年スライド後2万8,300円)から3万3,000円に引き上げることとした。

イ 在職老齢年金の改善

厚生年金の老齢年金は、退職した後の老後保障を図ることを原則としているが、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までの一定範囲の所得の者には、在職中であっても特例的に老齢年金を支給することとなっている。従来65歳以上の者には年金額の8割を、60歳から64歳までの者には報酬に応じて年金額の2割から8割を支給してきたが、今回の改正では、高齢で在職している者には低報酬の者が多いことを考慮して、65歳以上の在職者については、標準報酬が11万円以下の場合には全額支給することとし、また、60歳から64歳までの在職者についても、その支給対象となる標準報酬の限度額を7万2,000円から11万円に大幅に引き上げることとした。また、併せて年金の支給割合を定める標準報酬等級の区分も改めることとした。

ウ 障害年金、遺族年金の通算制度の創設

我が国の公的年金制度においては、既に老齢年金については、制度を移り変わった者に対しても年金が支給される通算老齢年金の制度が設けられているが、障害年金及び遺族年金についてはこのような措置が講ぜられていないため、年金の支給を受けられないという問題があった。

このような公的年金制度の分立によって生ずる問題を解決するため、総理府に設置されている公的年金制度調整連絡会議において関係省庁が検討した結果、現行制度の仕組みの下において可能な限り受給権の実質的確保を図ることとし、受給資格期間の通算を行うこととした。また、併せて、老齢年金の受給権者が死亡した場合に遺族年金が支給されることとの均衡上、通算老齢年金の受給権者が死亡した場合にも、その遺族に年金を支給することとした。

エ 障害年金の改善

(ア) 廃疾認定日の短縮

障害年金の廃疾認定日は、従来傷病が3年経過しても治らない場合は、初診日から3年を経過した日とされており、それ以降でないと障害年金は支給されないことになっていた。今回の改正で、障害年金を早期に支給し、障害者の生活の安定を図るため、廃疾認定日までの期間を半分に短縮し、初診日から1年6月を経過した日

に廃疾認定を行うこととした。

(イ) 事後重症制度の創設

今回改正で、事後重症制度を創設し、廃疾認定日には1～3級の障害程度にない場合であっても、初診日から5年以内に1～3級の障害程度になった場合は、請求により障害年金を支給することとした。

オ 遺族年金の寡婦加算制度の創設

遺族年金の額は、基本年金額の2分の1に加給年金額を加えたものとされているが、遺族年金受給者の生活実態からみて、より年金による保障の必要性の高いと考えられる有子寡婦及び高齢寡婦について寡婦加算を行うこととし、給付の改善を図ることとした。

寡婦加算額及び最低保障に該当する場合の寡婦加算を含めた遺族年金の額は次のとおりである。

	月 額	内 訳		
		最低保障額	子の加給	寡婦加算
子2人を有する寡婦	42,000 ^円	33,000 ^円	2,000 ^円 ×2	5,000 ^円
子1人を有する寡婦	38,000	33,000	2,000 ×1	3,000
60歳以上の寡婦	35,000	33,000	—	2,000
上記以外の寡婦	33,000	33,000	—	—

カ 標準報酬の上下限の改定

標準報酬は、保険料徴収の基礎であると同時に、年金額の計算の基礎となるが、最近の被保険者の賃金分布を考慮して、上限を20万円から32万円に、下限を2万円から3万円にそれぞれ引き上げることとした。

キ 保険料率の改定

今回の改正で大幅な給付改善が行われたが、保険料率については、世代間の負担の不公平をできるだけ避ける一方、急激な負担増を避けるという考え方に立って、男子・女子いずれも1000分の15引き上げることとした。

改正後の保険料率は次のとおりである。

	改 正 前	改 正 後
第1種被保険者 (一般男子)	1000分の76	1000分の91
第2種被保険者 (女子)	1000分の58	1000分の73
第3種被保険者 (坑内夫)	1000分の88	1000分の103
第4種被保険者 (任意継続被保険者)	1000分の76	1000分の91

ク 実施時期

今回の改正は、51年8月1日から実施した。ただし、障害年金、遺族年金の通算制度の創設については同年10月1日から実施し、障害年金の改善については政令で定める日から実施することとしている。

(3) 船員保険の改正内容

船員保険についても、厚生年金の改正に準じて、年金額の引上げ等の改正が行われた。

(4) 国民年金の改正内容

ア 年金額の引上げ

(ア) 老齢年金

国民年金の老齢年金については今回改正では現実に支給されている10年年金等の経過年金に重点を置いて年金額を引き上げた。

老齢年金の年金額の計算については、保険料納付済期間1月につき800円であったのを1,300円に引き上げた。これにより、老齢年金の原則的な受給資格期間である25年加入した場合の年金額は、付加年金を含め夫婦で次のとおりとなる。

$$(1,300円 \times 25年 + 200円 \times 25年) \times 2人 = 75,000円$$

同様に、厚生年金の標準年金と同じ加入期間(28年)を有する場合の年金額は8万4,000円となる。

老齢年金の受給資格期間は年齢に応じ10年から24年に短縮されているが、この資格期間が短縮されている者が受けるいわゆる経過年金については、特に優遇措置が講ぜられており、今回の改正ではこの優遇部分についての単価を300円から500円に引き上げた。これにより10年年金の額は次のとおりとなる。

$$1,300円 \times 10年 + 500円 \times (25年 - 10年) = 20,500円$$

また、5年年金については、月額1万3,000円から1万5,000円に引き上げた。

(イ) 障害年金

障害年金の最低保障額は、厚生年金の障害年金の最低保障額の引上げと併せた改善を図っており、月額2万8,300円から3万3,000円に引き上げた。

(ウ) 母子年金、準母子年金及び遺児年金

母子年金、準母子年金及び遺児年金の年金額は定額であり、月額2万8,300円から3万3,000円に引き上げた。なお、子が2人以上ある場合の第2子についての加算額は月額800円から2,000円に引き上げた。

イ 障害年金,遺児年金の通算制度の創設

厚生年金と同様,障害年金,遺児年金について受給資格期間の通算を行うこととした。

なお,制度の建て方が異なるため母子年金については受給資格期間の通算は行われず,また,国民年金に遺族年金の制度がないため,国民年金の加入期間については通算遺族年金は支給されない。

ウ 障害年金の廃疾認定日の短縮

厚生年金と同様,障害年金の廃疾認定日を初診日から3年であるのを1年6月に短縮した。

エ 保険料と国庫負担

(ア) 保険料の改定

保険料の額は現在月額1,400円であるが,給付改善に伴い52年4月からは2,200円に,また,53年4月からは月額2,500円に引き上げることとした。なお52年度に年金額の物価スライドが行われた場合には,2,500円に当該物価スライド率を乗じた額を保険料額とすることとしている。

(イ) 国庫負担方式の変更

国民年金の国庫負担方式は,制度創設以来原則として拠出時負担とされ,免除者や被用者の妻等の任意加入者等に係る部分が例外的に給付時負担であったが,国民年金が国民の間に定着してきており,また国民年金財政の安定化を図ることも狙いとして,今回の改正で全面的に給付時負担に改めることとした。

オ 福祉年金の額の引上げ等

老齢福祉年金については50年改正で月額1万2,000円に大幅に引き上げられたところであり,今回改正では物価の動向等を考慮して1万3,500円に引き上げた。

障害福祉年金,母子福祉年金及び準母子福祉年金の額についても,老齢福祉年金の額との割合が現行どおり保てるようにそれぞれ引き上げた。

なお,母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件となる子等の年齢は,「義務教育修了前」から,3年間で段階的に「18歳未満」に引き上げることとした。

カ 実施時期

拠出制国民年金については51年9月,障害年金,遺児年金の通算制度の創設及び福祉年金については51年10月から実施した。ただし,障害年金の廃疾認定日の短縮については政令で定める日から実施することとしている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

3 農業者年金基金法の改正

前回の改正以降における農業をめぐる諸情勢の変化,厚生年金保険及び国民年金等の公的年金制度における制度改善の動向等を踏まえ51年に農業者年金基金法の改正を行い51年1月1日から実施することとした。

この改正の主な内容は,次のとおりである。

(1) 年金額の引上げ

年金額の水準については,農業所得の推移及び厚生年金等における給付水準の改善状況を総合的に勘案して,現行の1.48倍に引き上げることとした。

ア 経営移譲年金

保険料納付済期間1月につき1,760円(65歳以降は176円)を2,600円(65歳以降は260円)に引き上げた。これにより25年加入の者の経営移譲年金の額は月額4万4,000円から6万5,000円となる。

イ 農業者老齢年金

保険料納付済期間1月につき440円を650円に引き上げた。

(2) 保険料の改定

52年1月分から12月分については年金額の引上率と同率の引上げを行い2,450円とし,以後段階的に53年1月からは2,870円に,54年1月からは3,290円にそれぞれ引き上げることとした。

なお,物価スライドにより年金額の改定措置が講じられたときは,保険料についても所要の調整が加えられることとなった。

(3) 農業後継者に対する措置

1) 経営移譲要件の緩和

後継者に対する経営移譲の方法として,所有権の移転による方法に和え,新たに使用収益権の設定による方法を認めることとした。

2) 保険料の額の軽減

農業後継者の育成確保を図るため、一定の要件に該当する者については、保険料に対する国庫補助の割合を10分の3から10分の5に引き上げ、これらの者の保険料について、52年1月からは1,750円に、53年1月からは2,050円に、54年1月からは2,350円に、それぞれ軽減することとした。

(4) その他

失踪宣告を受けた者にかかる取扱い、年金額の端数整理に関する取扱い等所要の措置を講じた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

1 拠出制国民年金

(1) 適用状況

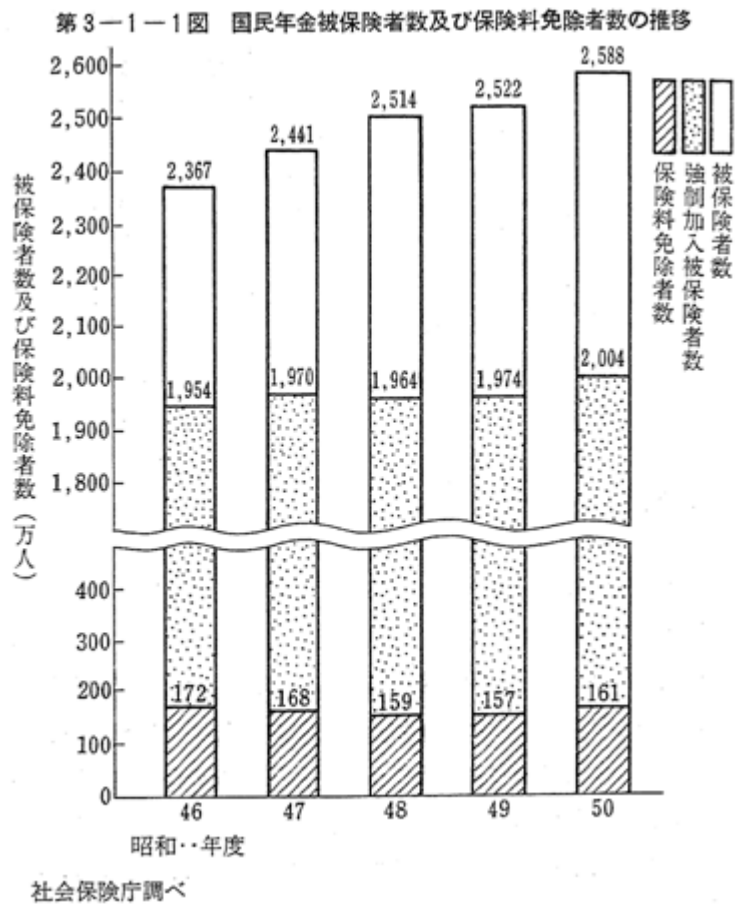
国民年金は、他の公的年金制度が被保険者を職場単位には握しているのと異なり、被保険者を住所地において個々には握しなければならず、しかも、その対象者が過去において年金制度になじみの薄い階層であることから制度を普及させるに当たっては、他の公的年金制度にみられない種々の困難な問題があるが、受給権確保対策としての特例納付の実施及び物価スライドによる年金額の引上げ、また、あらゆる広報媒体を通じての広報の実施等に伴い制度の趣旨が周知徹底されるとともに、適用が大幅に促進されてきた。

その状況をみると、強制加入被保険者は、2,004万人と2,000万人を超え、任意加入被保険者についてもその増加が著しく584万人となっている。

5年年金の被保険者の資格喪失が50年度中に64万人あったにもかかわらず総数においては昨年度に比べ66万人も増加している。これは、サラリーマンの妻を中心とした任意加入被保険者が89万人も増加したことと強制被保険者の適用推進によるものである。

なお、51年3月末における被保険者総数は、2,588万人である(第3-1-1図)。

第3-1-1図 国民年金被保険者数及び保険料免除者数の推移



(2) 保険料

国民年金の保険料収入は,50年度においては,3,775億円である(第3-1-3表)。

第3-1-3表 国民年金保険料収納状況

第3-1-3表 国民年金保険料収納状況 (単位:100万円)

46年度	47	48	49	50
122,413	153,617	181,917	283,631	377,509

社会保険庁調べ

現年度の保険料の徴収状況を示す指標として検認率がある。検認率とは,被保険者が保険料を納付すべき月数に対する保険料を納付した月数の比率であって,その年度の保険料の徴収の状況を見るために使われる。この検認率についてみると,年々着実に向上しており,50年度末における全国平均の検認率は96.0%に達している。

また,保険料の未納により年金権を損うことのないよう今後とも保険料未納者に対して,納付書や納付勧奨状の発行,戸別訪問による納入督促の実施など徴収体制を更に充実していく必要がある。

(3) 保険料の免除

保険料の免除には、法定免除と申請免除との二つがある。法定免除とは、法定の条件に該当するときは当然に保険料が免除されるものであり、その該当理由は、障害年金、障害福祉年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権者であるとき、生活保護法による生活扶助を受けているとき等である。申請免除とは、保険料を納付することが困難であるとする者の申請に基づき、都道府県知事の承認により保険料が免除されるものである。

50年度において保険料を免除された被保険者数は、法定免除70万人、申請免除91万人、合計161万人であって、免除対象である強制加入被保険者に対する割合は8.05%である(第3-1-1図)。

この免除について年度別にその状況をみると、逐次その数が減少してきたが、50年度は前年度に比較して若干増加している。

(4) 付加年金

付加年金は、より高い年金を受けたい人のために設けられた制度で、加入者は付加保険料を納付する必要がある。その加入は本人の任意となっているが、農業者年金基金の加入者については当然加入となっている。

50年度末における付加年金加入者数は、任意加入者が211万人、当然加入者が108万人、合計319万人であり、昨年に比べ19.9%の増加となっている。

この付加年金加入者数は、年々増加の傾向にあり、加入者の中でより高い年金を希望する傾向が強まっているといえる。

(5) 給付

拠出制の年金給付には、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金があり、その受給状況をみると、第3-1-4表のとおりである。

第3-1-4表 国民年金受給権者数及び給付額の推移

第3-1-4表 国民年金受

		総 数	老 齢 年 金	通 老 算 年 金	障 害 年 金
受給権者数(人)	46年度末	429,781	229,470	2,513	60,117
	47	750,654	517,854	13,280	73,658
	48	1,050,068	789,230	26,090	87,511
	49	1,702,250	1,382,263	49,362	110,162
	50	3,119,058	2,730,824	87,541	133,716
給付額(100万円)	46年度末	31,337	11,972	50	6,794
	47	50,505	20,701	261	9,142
	48	162,712	102,511	1,751	24,655
	49	276,287	197,259	3,589	35,868
	50	571,026	462,374	7,237	52,806

社会保険庁調べ

給権者数及び給付額の推移

母 子 年 金	準 母 子 年 金	遺 児 年 金	寡 婦 年 金
126,715	92	6,731	4,143
128,662	109	6,643	10,448
129,173	124	6,502	17,438
129,215	132	6,451	24,665
129,208	148	6,388	31,233
11,989	9	443	80
13,393	11	490	205
31,733	30	1,153	879
36,730	37	1,316	1,488
44,602	51	1,586	2,369

46年度から支給が開始されている老齢年金は、いわゆる10年年金と呼ばれる老齢年金が中心であるが、更に、50年2月からはいわゆる5年年金と呼ばれる老齢年金、また50年7月からはいわゆる再開5年年金といわれる老齢年金の支給が開始され、受給権者は49年度末に比べ83.2%増加しており、これを被保険者数と対比してみると12.1%となる。

このほか51年4月からは制度開始時に強制適用のグループが65歳に達することからも、今後、老齢年金受給権者の急速な増加が予想されている。

(6) 財政

国民年金においては、被保険者の納付する保険料のほかに、国は、給付費の総額の3分の1(付加年金、経過的老齢年金、免除期間のある者、福祉年金を除く。)に相当する額、付加年金の給付費の4分の1に相当する額、経過的老齢年金のかさ上げ部分の4分の1に相当する額と残りの給付費の3分の1に相当する額、保険料免除期間に係る給付費全額と納付済期間分の3分の1に相当する額及び福祉年金の給付費の全額をその給付時に負担することとしている。

この国の負担割合は、他の年金制度に比較し、事業主負担がないこともあって高くなっている。

この保険料及び国庫負担による収入から給付に要した費用の残額を積み立てることとしており、50年度における積立金は2,315億円、50年度末における積立金総額は1兆9,221億円に達している。なお、この一部は還元融資として、国民生活にかかわりの深い住宅、水道、福祉施設の建設のために充てられている。

このほか、国民年金の事務の執行に要する経費は全額国庫で負担している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

2 福祉年金

(1) 受給者及び年金額

福祉年金には、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金がある。

これらの給付は、全額国庫負担で賄われている。

福祉年金の月額は、第3-1-5表のとおりほぼ毎年引き上げられている。

第3-1-5表 福祉年金額の引上げ経過

第3-1-5表 福祉年金額の引上げ経過

(単位：円)

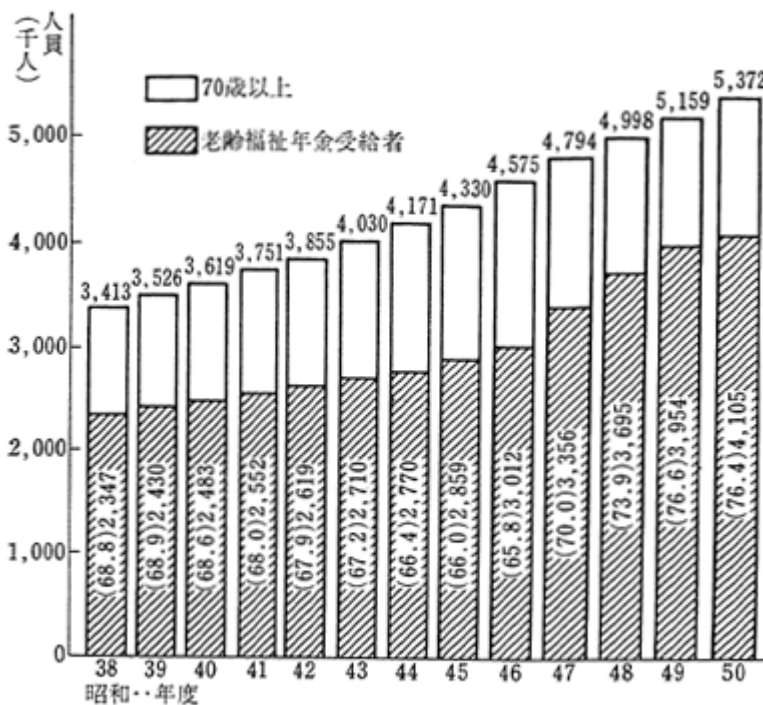
	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金	準母子福祉年金
(制度発足時)				
34年11月1日	1,000	1,500	1,000	
36. 4. 1				(創設) 1,000
38. 9. 1	1,100	1,800	1,300	1,300
40. 9. 1	1,300	2,000	1,500	1,500
42. 1. 1	1,500	2,200	1,700	1,700
43. 1. 1	1,600	2,500	2,000	2,000
43. 10. 1	1,700	2,700	2,200	2,200
44. 10. 1	1,800	2,900	2,400	2,400
45. 10. 1	2,000	3,100	2,600	2,600
46. 11. 1	2,300	3,400	2,900	2,900
47. 10. 1	3,300	5,000	4,300	4,300
48. 10. 1	5,000	7,500	6,500	6,500
49. 4. 1		(2級創設) 5,000		
49. 9. 1	7,500	1級 11,300 2級 7,500	9,800	9,800
50. 10. 1	12,000	1級 18,000 2級 12,000	15,600	15,600
51. 10. 1	13,500	1級 20,300 2級 13,500	17,600	17,600

厚生省年金局調べ

50年9月末における老齢福祉年金の受給者数は410万5,000人であり、これは、総理府統計局において推計した70歳以上人口537万2,000人の約76.4%に相当している(第3-1-2図)。

第3-1-2図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移

第3-1-2図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移



社会保険庁調べ

- (注) 1. 受給者数は、各年度とも9月末現在である。
2. ()内の数字は%を示す。

また、障害福祉年金は、当初、視聴覚障害及び肢体不自由といういわゆる外部障害のみを支給対象としていたが、その後、支給要件の緩和や支給対象の拡大が行われ、結核や精神障害、心機能障害、肝臓疾患等いわゆる内部障害をその支給対象に加え、更に、事後重症制度(障害の程度が最初は軽くとも、それが後に悪化したとき障害福祉年金を支給する制度)も取り入れられたので、受給者数は毎年増加し、50年度末現在では49万5,000人である。

母子福祉年金及び準母子福祉年金は、その役割を拋出制の母子年金及び準母子年金に譲り、受給権者の新規発生が減少している一方、既存の受給者は、その支給要件となる子、孫又は弟妹が年齢要件に該当しなくなるため年々減少し、50年度末現在では4,012人となっている。

なお、50年度末における福祉年金の受給者の総数は470万9,000人である。

(2) 支給停止

福祉年金は、全額国庫の負担によって支給するところから、限られた範囲内で効果的に所得保障を図ろうとする趣旨で、幾つかの支給制限の措置が取られている。

これを大別すれば、1)一定額以上の所得を有することによるものと2)他の公的年金を受けることによるものとに二分することができる。

50年度末現在の受給権者514万人中、支給停止条件に該当し、福祉年金の支給を停止されている者は43万人(8.4%)である。

ア 所得による支給停止

受給権者本人、その配偶者又は受給権者の生計を維持する扶養義務者の前年における所得が一定の額以上である場合、その年の5月から翌年の4月まで福祉年金の全額を支給停止することとされている。

所得による支給停止の基準額は、毎年、所得税法及び地方税法の改正に伴って引き上げられるほか、国民一般の所得の伸びを考慮して引上げを図ってきている。

所得による支給停止の該当者は、50年度末現在で扶養義務者の所得によるものが3万3,000人、本人の所得によるものが13万3,000人、配偶者の所得によるものが7,000人、合計17万3,000人となっている。なお、所得による支給停止を受けている者は年金受給権者の3.4%である。

イ 公的年金受給による支給停止

厚生年金保険、恩給等の他の公的年金制度から年金による保障を受けている者に対しては福祉年金の支給を停止することとされている。

公的年金受給による支給停止の基準は、厚生年金保険や普通恩給等一般の公的年金を受給している場合と、増加恩給や公務扶助料等のうち戦争公務に基づく公的年金を受給している場合とでは異っている。すなわち、一般の公的年金を受給している場合は、その公的年金の額が24万円(51年10月分から28万円)を下回る時に限り、24万円と当該公的年金との差額が支給される。なお、福祉年金の額が24万円を超えるときは、福祉年金の額から当該公的年金の額を差し引いた額が支給される。また、戦争公務に基づく公的年金を受けている場合には、その負傷し、又は死亡した当時の階級が大尉以下の旧軍人及びこれに相当する者又はこれらの者の遺族であるときは、福祉年金の全額が支給される。

(3) 給付費

福祉年金は、毎年、1月、5月及び9月を支払期月として、その前月までの分を受給権者の住所地の郵便局で支払うこととしている。

この支払いに要する財源は全額国庫負担で、毎年一般会計から国民年金特別会計に繰り入れられている。制度が発足した34年から48年度末までに約1兆3,009億円支払われているが、最近5年間をみると、第3-1-6表のとおりである。

第3-1-6表 福祉年金支払額の推移

第3-1-6表 福祉年金支払額の推移
(単位：100万円)

	46年度末	47	48	49	50
支 払 額	69,274	127,184	199,912	361,379	525,655

社会保険庁調べ

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(1) 適用状況

厚生年金保険の適用事業所は,毎年度2~4%程度増加しており,50年度末では約85万5,000となっている。

また,被保険者数は,毎年度2~3%程度増加していたが,49年度及び50年度は若干減少し,50年度末では約2,359万人となっている。

なお,1事業所当たりの被保険者数は,毎年度わずかではあるが減少傾向にあり,50年度末では,27.6人となっている(第3-1-7表)。

第3-1-7表 厚生年金保険適用状況の推移

第3-1-7表 厚生年金保険適用状況の推移

	事業所数	被 保 険 者 数				
		合 計	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種
46年度末	746,108	22,514,189	15,092,708	7,322,673	63,144	35,664
47	776,594	23,111,511	15,528,419	7,492,989	51,930	38,173
48	813,706	23,745,839	15,975,237	7,690,006	41,518	39,078
49	835,472	23,654,487	16,112,302	7,454,998	42,092	45,095
50	854,933	23,590,523	16,157,754	7,392,498	40,271	58,052

社会保険庁調べ

(2) 標準報酬及び保険料

標準報酬は,保険給付額及び保険料額の算定基礎となるものであるが,近年の賃金の上昇を反映して毎年10%以上の増加を示している。50年度は,第1種被保険者14万1,376円,第2種被保険者8万1,166円,第3種被

保険者16万7,383円となり,その平均は12万2,552円となっている(第3-1-8表)。

第3-1-8表 厚生年金保険標準報酬月額推移

第3-1-8表 厚生年金保険標準報酬月額推移

(単位:円)

	第4種以外の被保険者				第4種被保険者
	平均	第1種	第2種	第3種	
46年度末	64,301	76,044	39,932	83,571	42,149
47	72,081	84,801	45,565	94,567	47,898
48	89,439	105,747	55,439	111,694	53,965
49	111,268	129,682	71,238	152,586	61,391
50	122,552	141,376	81,166	167,383	73,423

社会保険庁調べ

保険料の額は,標準報酬月額に保険料率を乗じて計算されるが,この保険料は,保険給付の予想額,積立金の運用利子,国庫負担の予定額等に照らして,少なくとも5年ごとに再計算されることになっている。

(3) 保険給付

厚生年金保険の保険給付には,年金給付として老齢年金,通算老齢年金,特例老齢年金,障害年金及び遺族年金があり,一時金給付として障害手当金及び脱退手当金がある。

年金の受給者数は,毎年度10%以上の増加を続けており,50年度末では約237万人となっている。50年度末における年金受給権者1人当たりの平均年金額は,第2回目のスライドの実施によって,前年度に比べて約22%増加している(第3-1-9表及び第3-1-10表)。

第3-1-9表 厚生年金保険年金受給権者数及び給付額の推移

第3-1-9表 厚生年金保険年金受給権者数及び給付額の推移

		総数	老齢年金	通算老齢年金	特例老齢年金	障害年金	遺族年金
受給権者数(人)	46年度末	1,370,532	600,516	138,911	348	100,036	530,721
	47	1,571,641	690,233	196,336	315	104,892	579,865
	48	1,773,401	774,763	259,861	314	109,857	628,609
	49	2,046,993	888,707	355,415	310	117,939	684,622
	50	2,368,263	1,031,019	474,629	289	126,396	735,930
給付額(100万円)	46年度末	199,386	115,789	10,695	26	14,897	57,979
	47	232,748	137,872	15,175	24	15,915	63,762
	48	589,717	355,252	41,504	53	38,075	154,833
	49	787,361	478,606	64,870	64	47,615	196,206
	50	1,112,478	688,571	103,763	74	62,270	257,800

社会保険庁調べ

第3-1-10表 厚生年金保険年金受給権者1人当たり平均年金額(月額)の推移

第3-1-10表 厚生年金保険年金受給権者1人当たり平均年金額
(月額)の推移 (単位:円)

	老齢年金	通算老齢年金	特例老齢年金	障害年金	遺族年金
46年度末	16,068	6,416	6,186	12,410	9,104
47	16,646	6,441	6,300	12,644	9,163
48	38,211	13,310	14,140	28,882	20,526
49	44,879	15,210	17,222	33,644	23,883
50	55,655	18,218	21,381	41,055	29,192

社会保険庁調べ

ア 老齢年金

50年度末における老齢年金の受給権者数は約103万人で、前年度に比べて16%増加している。

イ 通算老齢年金

50年度末における通算老齢年金の受給権者数は約47万人で、通算年金制度が創設された36年以来、毎年度著しい増加を続けている。特に、45年度及び46年度には、高齢者に対する資格期間短縮措置による受給権者が多数発生したこともあって、大幅な伸びを示している。

ウ 特例老齢年金

特例老齢年金は、旧陸軍共済組合等の組合員であった者について、その旧共済組合員期間を含めて受給資格期間をみることによって支給される年金であるが、50年度末の受給権者数は289人で前年に比べて若干減少している。

エ 障害年金

50年度末における障害年金の受給権者数は約13万人で、前年度に比べて7%増加している。

オ 遺族年金

50年度末における遺族年金の受給権者数は約74万人で、前年度に比べて7%増加している。

カ 障害手当金

50年度における障害手当金の受給権者数は514人で、受給者1人当たりの平均受給額は55万7,370円である。

キ 脱退手当金

50年度における脱退手当金の受給権者数は4万5,718人で、毎年度減少傾向を示している。受給者1人当た

りの平均受給額は6万2,023円である。

(4) 財政

厚生年金保険の運営に要する経費は、保険給付に要する経費と事業運営に要する事務費に大別される。前者は、主として保険料と積立金から生じる利子収入によって賄われるが更に20%の国庫負担がある。後者は、その全額が国庫負担により賄われている(第3-1-11表)。

第3-1-11表 厚生年金保険収支状況

第3-1-11表 厚生年金保険収支状況 (単位: 100万円)

	46年度	47	48	49	50
収入総額	1,218,971	1,471,366	1,876,035	2,661,255	3,136,960
保険料	871,765	1,043,123	1,346,879	1,930,700	2,201,975
国庫負担金	36,010	45,415	65,334	136,147	173,757
事務費	6,503	7,277	8,850	11,773	14,874
給付費	29,507	38,138	56,484	124,374	158,883
利子	309,096	379,764	459,637	586,023	750,987
その他の収入	2,100	3,064	4,185	8,385	10,241
支出総額	196,962	243,102	350,516	710,019	988,845
保険給付費	183,079	225,922	331,061	682,750	953,740
事務費	6,871	7,861	9,685	12,231	15,047
福祉施設費	6,878	9,115	9,215	14,666	18,591
その他の支出	134	164	555	372	1,467
収支差引剰余金	1,022,009	1,228,263	1,525,519	1,951,236	2,148,115
翌年度へ繰越し	636	1,613	4,842	4,666	2,100
積立金へ繰入れ	1,021,373	1,226,650	1,520,677	1,946,570	2,146,015
年度末現在積立金	4,420,194	5,446,973	6,673,624	8,194,301	10,140,871

社会保険庁調べ

(注) 「積立金へ繰入れ」は、当該年度の決算の結果生じた剰余金を翌年度において積立てる額であり、当該年度の「年度末現在積立金」は、この額を含まない積立金の総額である。

(5) 福祉施設

厚生年金保険においては、本来の保険給付のほか、被保険者、被保険者であった者及び年金受給権者の福祉の増進を図ることを目的として、次の福祉施設を設けている。

ア 厚生年金病院10か所

イ 厚生年金会館5か所

ウ 厚生年金総合老人ホーム1か所

エ 厚生年金老人ホーム32か所

オ 厚生年金スポーツセンター4か所

(6) 厚生年金基金

厚生年金基金は、政府管掌の厚生年金保険の老齢年金及び通算老齢年金のうち、報酬比例部分の一部を代行し、併せて、これを上回る年金給付を行うことを目的として企業等の事業主の発意により、厚生大臣の認可を受けて設立される特別法人である。

基金は、従業員1,000人以上の企業が単独に、又は合わせて従業員が1,000人以上となる幾つかの企業が共同して設立することができるが、その企業等の労使の合意が必要とされており、51年7月1日現在では、935基金、521万人を超える加入員を擁するに至っている。

基金設立の態様をみると、935基金のうち、単独企業による単独設立が411基金で44.0%を占め、親企業と子企業という二つ以上の関連企業による連合設立が309基金で33.0%、同種同業の多数の中小企業による総合設立が215基金で23.0%となっている。

母体企業の業態別状況は第3-1-12表のとおり機械器具製造業、卸売・小売業等が多い。

第3-1-12表 企業業態別厚生年金基金設立状況

第3-1-12表 企業業態別厚生年金基金設立状況(51年7月1日現在)

	基金数	加入員数	1基金当たり加入員数
水産業	3	6,166	2,055
建設業	48	189,896	3,956
食料品製造業	40	155,664	3,892
繊維製品製造業	68	357,161	5,252
木製品製造業	9	35,025	3,892
化学工業	60	236,561	3,943
金属工業	33	202,296	6,130
機械器具製造業	191	1,370,000	7,173
その他の製造業	65	270,791	4,166
卸売・小売業	187	1,060,863	5,673
金融業	99	556,202	5,618
運輸通信業	83	510,445	6,150
サービス業	49	261,884	5,345
計	935	5,212,954	5,575

厚生省年金局調べ

加入員規模別にみると、5,000人未満の基金が68.5%、5,000人以上の基金は31.5%となっている(第3-1-13表)。

第3-1-13表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

第3-1-13表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

	2,000 人未満	2,000~5,000人	5,000~ 10,000人	10,000人以上
47 年	356(43.0)	242(29.2)	129(15.6)	101(12.2)
48	295(34.1)	295(34.1)	156(18.0)	120(13.8)
49	312(34.6)	305(33.8)	163(18.1)	122(13.5)
50	318(34.5)	311(33.8)	167(18.1)	125(13.6)
51	320(34.2)	321(34.3)	169(18.1)	125(13.4)

厚生省年金局調べ

- (注) 1. ()内の数字は%を示す。
2. 各年7月現在である。

ア 基金の給付

基金が支給する給付には、退職を支給事由とする年金給付と、脱退又は死亡を支給事由とする一時金給付とがある。

退職を支給事由とする年金給付は代行部分を上回るものでなければならないが、その算定方式としては、厚生年金保険の報酬比例部分と同じ計算方式を用いて手厚い給付を行うもの(代行型)、この方式によるものに企業の独自性に応じた特別の額を上積みする方式を加えたもの(加算型)などがあり、第3-1-14表にみられるとおり、最近加算型の基金が漸次増加する傾向をみせている。

第3-1-14表 制度設計タイプ別厚生年金基金数の推移

第3-1-14表 制度設計タイプ別厚生年金基金数の推移

	代 行 型	加 算 型	共 済 型
47 年	539(65.1)	283(34.2)	6(0.7)
48	544(62.8)	315(36.4)	7(0.8)
49	550(60.9)	345(38.3)	7(0.8)
50	547(59.4)	367(39.8)	7(0.8)
51	536(57.3)	393(42.0)	6(0.7)

厚生省年金局調べ

- (注) 1. ()内の数字は%を示す。
2. 各年7月現在である。

年金給付の受給権者は、基金制度の歴史が浅いためまだ本格化はしていないが、漸次その数を増し、50年度末では、23万人を超えるに至っている。

イ 掛金

基金の掛金の額は完全積立方式を建前として各基金ごとに、それぞれの給付に見合った掛金率が定められている。なお、基金が設立された場合、代行部分に見合う保険料率(男子1,000分の30、女子1,000分の26)相当分は、政府に納付することを免除される。

掛金の額の負担割合は事業主と加入員との折半を原則とするが、基金の設立によって政府に納付することを免れる保険料相当額を超える部分については、事業主の負担を増すことができることになっている。

ウ 標準給与

基金の納付及び掛金の計算の基礎となる標準給与の決定方法等については、厚生年金保険の標準報酬の例によることを原則としている。

エ 財政

基金の運営に要する経費は、年金給付に要する経費(年金経理)と基金の事業運営に要する経費(業務経理)に大別される。

年金給付に要する経費は、掛金、利子収入及び年金給付に対する国庫負担(基金の年金給付のうち、代行部分の給付について政府管掌に見合った国庫負担が行われる。)で賄われ、基金の事業運営に要する経費は、事務費掛金として全額事業主が負担するのが通例とされている。

なお、基金は、給付を将来とも賄うことができる適正な掛金が確保されているかどうかを検証し、必要な措置を講ずるため、設立後3年を経過した年度末に第1回自の財政再計算を行い、以後5年目ごとに財政再計算を行わなければならないことになっている。

オ 福祉施設

基金は、加入員及び加入員であった者に対して、本来の基金の給付を補完し、これらの者の福祉の推進を図るため、必要な福祉施設を行うことができることとされ、49年度から各基金で実施されている。

カ 厚生年金基金連合会

基金は、その中途脱退者について、1か月でも加入員期間があれば年金給付を支給しなければならないが、このような短期加入者(通常10年未満)に対する年金の支給を目的として、基金からその者の年金給付の現価相当額の移管を受け、これによって承継した中途脱退者の年金給付の支給を主たる業務とするのが厚生年金基金連合会である。

51年7月現在までの中途脱退者数及び現価相当額は、それぞれ566万人及び1,259億円である。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

4 船員保険(年金部門)

船員保険の年金部門の給付には、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金及び遺族年金の各種年金と、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、行方不明手当金及び脱退手当金があり、更に、従前の規定によって支給されるものとして、寡婦(かん夫)年金と遺児年金とがある。

これらの年金部門の給付のうち、その主なものの給付状況は、次のとおりである(第3-1-15表及び第3-1-16表)。

第3-1-15表 船員保険年金受給権者数及び給付額の推移

		総数	老齢年金 (通算老 齢年金 を含む)	障害年金		遺族年金		寡婦、か ん夫、遺 児年金
				職務外	職務上	職務外	職務上	
受給権者数(人)	46年度末	38,609	15,685	2,286	1,438	8,176	8,476	2,548
	47	41,931	17,511	2,345	1,507	9,255	8,800	2,513
	48	45,115	19,341	2,411	1,549	10,296	9,048	2,470
	49	49,319	21,979	2,519	1,645	11,429	9,330	2,417
	50	54,367	25,473	2,631	1,735	12,542	9,618	2,368
給付額(100万円)	46年度末	7,697	3,916	363	341	986	1,819	272
	47	8,836	4,492	377	397	1,127	2,174	268
	48	20,735	11,308	923	783	2,894	4,232	595
	49	26,782	14,763	1,131	1,038	3,733	5,442	675
	50	36,680	20,657	1,448	1,444	5,007	7,319	805

社会保険庁調べ

(注) 職務上の障害年金及び遺族年金は、戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金の支給を受けているために支給停止されている者は除いた。

第3-1-16表 船員保険年金種類別1人当たり平均年金額(月額)の推移

第3-1-16表 船員保険年金種類別1人当たり平均年金額(月額)の推移

(単位:円)

年度末	老齢年金	通算老齢年金	障害年金		遺族年金		寡婦・か ん夫、遺 児年金
			職務外	職務上	職務外	職務上	
46	21,212	7,299	13,225	19,790	10,048	17,888	8,901
47	22,053	7,047	13,408	21,959	10,152	20,589	8,877
48	50,892	14,712	31,908	42,126	23,421	38,979	20,079
49	59,221	16,522	37,432	52,598	27,219	48,605	23,277
50	72,784	19,284	45,871	69,348	33,268	63,417	28,340

社会保険庁調べ

なお、第77回国会において、年金額の水準が引き上げられ、同時に障害年金及び遺族年金に通算制度が創設されるなど、大幅な改善が行われた。

(1) 老齢年金

50年度末における老齢年金の受給権者数は、前年度末に比べると約16%の増加であり、受給権者1人当たりの平均年金額は、前年度末に比べると約21%の増加となっている。

(2) 障害年金

50年度末における障害年金の受給権者数は、前年度末に比べ、職務外の事由によるものは約4%、職務上の事由によるものは約5%増加している。

また、受給権者1人当たりの平均年金額は、前年度末に比べ、職務外の事由によるものは約23%、職務上の事由によるものは約32%の増加となっている。

(3) 遺族年金

50年度末における遺族年金の受給権者数は、前年度末に比べ、職務外の事由によるものは約10%、職務上の事由によるものは約3%増加している。

また、受給権者1人当たりの平均年金額は、前年度末に比べ、職務外の事由によるものは約22%、職務上の事由によるものは約30%の増加になっている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

5 石炭鉱業年金基金

石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業労働者の老齢又は死亡について給付を行い、これによって石炭鉱業労働者の生活の安定と福祉の向上に寄与し、併せて、石炭鉱業労働者の雇用の安定確保に資することを目的として、42年10月2日に発足した。石炭鉱業の事業主が基金の会員(50年度末現在会員数21)となり、前年の出炭量に応じて掛金(1トン当たり40円)を全額負担し、坑内員、坑外員の受ける給付が、厚生年金保険の老齢年金にプラス・アルファとして上積みされる点に、この制度の特色がある。50年度末現在坑内員数2万3,733人、坑外員数5,317人であり、受給権者数は坑内員老齢年金4,057人、坑外員老齢年金1,750人である。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

6 農業者年金基金

農業者年金制度は、国民年金制度に上積みして農業自営者の老後の生活を保障するとともに、農業経営の近代化に資するという農政上の要請にこたえるため、国民年金の基礎の上に付加される年金制度として、農業者年金基金法に基づき創設された制度で、その事業主体として45年10月1日、特殊法人農業者年金基金が発足した。基金は、農業者年金事業のほか、離農給付金支給事業、農地売買事業、農地取得のための融資事業も行っている。

農業者年金の被保険者については、0.5ヘクタール(道南を除く北海道にあっては2ヘクタール)以上の農業経営主が当然加入、0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満(道南を除く北海道にあっては1ヘクタール以上2ヘクタール未満)の農業経営主が任意加入とされている。給付としては、20年以上の保険料納付済期間と経営移譲を要件として60歳から支給される経営移譲年金、20年以上の保険料納付済期間を要件とし経営移譲の有無にかかわらず65歳から支給される農業者老齢年金、3年以上保険料を納付したが年金に結びつかなかった場合に支給される脱退一時金及び死亡一時金がある。

農業者年金の被保険者数は、50年度末現在は約116万4,000人となっている。

49年1月から一時金給付が、51年1月からは経営移譲年金給付がそれぞれ開始されているが、50年度における一時金の支給件数は7,279件、51年5月末における経営移譲年金の受給権者数は1,224人となっている。

なお、農業者老齢年金については56年1月から給付が開始される。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金事業の運営

1 年金事業の主体

厚生年金保険事業及び国民年金事業の実施運営は、政府管掌健康保険事業、船員保険事業及び日雇労働者健康保険事業とともに、厚生省の外局である社会保険庁が担当している。

これらの年金事業を実施するための中央の現業機関としては、社会保険庁年金保険部業務課がある。

業務課においては、厚生年金保険、国民年金及び船員保険の被保険者に関する記録の作成、整理及び保管を行うほか、厚生年金保険の老齢年金、通算老齢年金、障害年金、遺族年金と国民年金の老齢年金、通算老齢年金及び船員保険事業の年金部門の裁定事務並びに支払事務を行っている。50年度末における被保険者記録の管理件数は、1億2,191万件に及び、また50年度中に行った各種年金の新規裁定件数は183万9,000件、支払件数は1,795万8,000件となっており、これらの新規裁定を含めた年金の支払金額は1兆3,459億円に達している。

これらの事務は電子計算組織を利用し一元的に処理を行っているところである。

また、地方の行政機関としては、各都道府県の民生主管部に保険課と国民年金課が設置されているほか、社会保険に関する直接の窓口としての社会保険事務所が全国に244か所置かれている。

保険課は、厚生年金保険、政府管掌健康保険、船員保険及び日雇労働者健康保険事業の管理事務と、厚生年金基金、健康保険組合及び保険医療機関の指導監査事務を担当している。

また、国民年金課は、国民年金事業の管理事務、同事業に関する市町村、事務組合の指導監督事務及び福祉年金の現業事務を担当している。

次に、国民の直接の窓口である社会保険事務所は、厚生年金保険、国民年金(拠出年金)、政府管掌健康保険、船員保険及び日雇労働者健康保険の現業事務と児童手当の事業主拠出金の徴収事務を担当している。

更に、国民年金については、被保険者の住所地の市町村役場が第一線の窓口機関としての役割を果たしている。

なお、これらの事務に従事する職員として51年3月末現在社会保険庁に790人、都道府県の保険課、国民年金課及び社会保険事務所に1万5,037人が配置されている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金事業の運営

2 年金事業の推移

厚生年金保険及び国民年金の被保険者数は第3-1-17表のとおりであり、横ばいないし漸増している状態である。

第3-1-17表 被保険者数の推移

第3-1-17表 被保険者数の推移

(単位：1,000人，%)

年度末	厚生年金保険		国民年金	
	被保険者数	伸び率	被保険者数	伸び率
46	22,514	100.0	23,669	100.0
47	23,112	102.7	24,410	103.1
48	23,746	105.5	25,136	106.2
49	23,654	105.1	25,218	106.5
50	23,649	105.0	25,884	109.4

社会保険庁調べ

一方、厚生年金保険及び国民年金の受給権者数は第3-1-18表のとおりであり、著しく増加している。特に、国民年金の拠出年金についてその傾向が顕著である。これに伴って年金に関する業務量は年々増大しているところである。

第3-1-18表 受給権者数の推移

第3-1-18表 受給権者数の推移

(単位：1,000人，%)

年度末	厚生年金保険		国民年金			
	受給権者数	伸び率	拠出年金		福祉年金	
			受給権者数	伸び率	受給権者数	伸び率
46	1,371	100.0	430	100.0	3,563	100.0
47	1,572	114.7	751	174.7	3,969	111.4
48	1,773	129.3	1,056	245.6	5,045	141.6
49	2,047	149.3	1,702	395.8	4,846	136.0
50	2,368	172.7	3,119	725.4	4,709	132.2

社会保険庁調べ

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金事業の運営

3 国民と年金相談

年金制度の充実とともに、国民の年金制度に対する関心と期待が高まり、年金に関する相談、照会等は年々増加の一途をたどっている(第3-1-19表)。

第3-1-19表 年金相談件数の推移

第3-1-19表 年金相談件数の推移 (単位: 1,000件, %)

年 度	相 談 件 数	伸 び 率
46	1,792	100.0
47	2,677	149.4
48	3,915	218.5
49	4,710	262.8
50	5,679	316.9

社会保険庁調べ

この年金相談は、国民一人一人に年金権を結びつけるため、積極的に、また、親切、丁寧に対応することが要請され、第一線社会保険事務所における重要な業務となっている。

このため、各社会保険事務所に専任の年金専門官を配置するほか、非常勤の社会保険相談員を活用し、巡回相談等に応じており、更に、駅前ビル等便利な場所に年金相談コーナーを設置する等相談体制の整備に努めている。

しかしながら、年金に関する相談業務は、今後年金受給者が飛躍的に増加することが見込まれているので、更に増大することは必至であり、相談体制の整備は緊急の課題となっている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金事業の運営

4 年金事業の今後の動向

社会保険庁で所管する厚生年金保険,国民年金及び船員保険の被保険者数は約4,978万人,年金受給者は約1,025万人を擁しており,なお,今後年金受給者の数は第3-1-20表のとおり累増することが見込まれている。

第3-1-20表 年金受給者の将来推移

第3-1-20表 年金受給者の将来推移

(単位:1,000人,%)

年 度	厚 生 年 金 保 険		国 民 年 金	
	受 給 者 数	伸 び 率	受 給 者 数	伸 び 率
51	2,506	100.0	3,407	100.0
52	2,845	113.5	3,899	114.4
53	3,170	126.5	4,355	127.8
54	3,499	139.6	4,805	141.0
55	3,854	153.8	5,213	153.0
60	6,053	241.5	6,738	197.8
65	9,141	364.8	8,140	238.9
70	12,819	511.5	9,686	284.3
75	17,078	681.5	11,238	329.9
80	21,978	877.0	12,635	370.9
85	27,554	1,099.5	13,782	404.5

厚生省年金局調べ

社会保険庁としては,これら膨大な業務について,業務処理時間の短縮,相談,照会に対する即時回答等行政サービスの向上を求める国民の要請にこたえとともに,将来における制度改革等に弾力的に対処するため,長期的な展望の下に,電子計算組織の積極的な活用を含むより総合的かつ効率的な事務処理方式を策定し,事務処理の迅速化,適正化及び事業運営の高度化を図るための検討を進めているところである。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第4節 年金積立金の運用

1 年金積立金の現状

厚生年金保険及び国民年金の積立金(以下「年金積立金」という。)は、50年度末では14兆2,090億円に達している。両年金制度における積立金の累積状況は第3-1-21表のとおりである。

第3-1-21表 厚生年金保険・国民年金積立金の累積状況

第3-1-21表 厚生年金保険・国民年金積立金の累積状況

(単位：億円)

区 分	厚生年金保険		国民年金		計	
	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額
46 年 度	10,214	54,416	2,103	9,374	12,317	63,790
47	12,320	66,736	2,387	11,761	14,707	78,497
48	15,207	81,943	2,709	14,470	17,916	96,413
49	19,466	101,409	2,436	16,906	21,902	118,315
50	21,460	122,869	2,315	19,221	23,775	142,090

厚生省年金局調べ

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第4節 年金積立金の運用

2 年金積立金の運用の概要

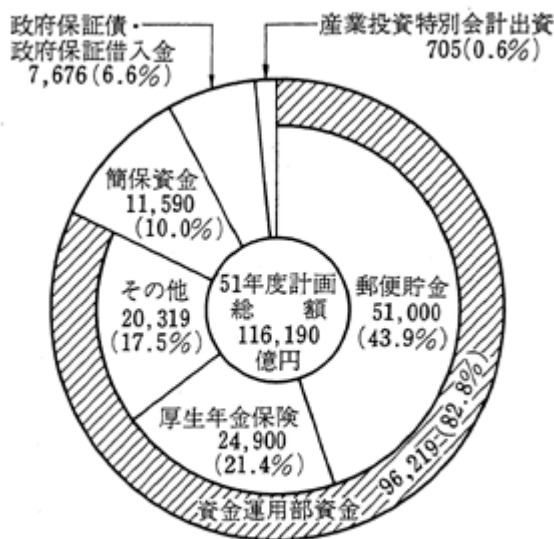
年金積立金は、法律に基づいて資金運用部に預託され、郵便貯金をはじめ他の政府の特別会計の積立金、余裕金とともに、国の財政投融资計画を通じて一元的に管理運用されている。

財政投融资は、国の管理する様々な資金を各般の分野に長期かつ低利で融通するもので、住宅建設や生活環境施設整備等国民生活に密着した部門、あるいは中小企業等に対する融資に重点が置かれている。51年度における財政投融资計画(当初計画)は、10兆6,190億円で、政府の一般会計歳出予算額24兆2,960億円に比べると43.7%に当たり、およそ歳出予算の半分に相当する。

財政投融资の原資見込み(当初計画)は第3-1-3図のとおりで、資金運用部資金はその総額の82.8%を占め、また資金運用部資金のうち厚生年金保険の預託額は2兆4,900億円であり、資金運用部資金の25.9%を占めている。

第3-1-3図 財政投融资原資見込み

第3-1-3図 財政投融资原資見込み (51年度当初見込)



大蔵省理財局調べ

(注) 上記原資見込額を財政投融资に10兆6,190億円、国債引受に1兆円(資金運用部資金)配分することとする。

年金積立金については、それが将来における年金給付の主たる財源として被保険者等から拠出された保険料の集積であることにかんがみ、財政投融资計画においては、その用途について特に郵便貯金等の他の政府資金と区別して「年金資金等」としてその用途別分類表を作成し、国民生活の安定向上に直接役立つ分野に重点的に運用するようにしている。

すなわち、財政投融资計画における年金資金等の用途については、被保険者の福祉増進に直接役立つ(1)住宅、(2)生活環境整備及び(3)厚生福祉の分野(いわゆる(1)～(3)分類)にその3分の2程度を、また、前記(1)から(3)までに加えて、国民生活の安定向上に直接役立つ(4)文教、(5)中小企業及び(6)農林漁業の分野(いわゆる(1)～(6)分類)にその85%程度を配分することを目途とし、残余についても、国民生活の安定向上の基盤となる(7)国土保全・災害復旧、(8)道路、(9)運輸通信及び(10)地域開発の分野に配分することとしており、(11)基幹産業、(12)貿易・経済協力の分野には配分されていない。

また、このうち特に、毎年度新規預託金増加見込額の3分の1相当額を還元融資として、保険料の拠出者である被保険者等の生活の向上、福祉の増進に直接寄与する対象分野に運用することとしている。

51年度の財政投融资用途別分類表は第3-1-22表のとおりである。

第3-1-22表 財政投融资用途別分類表

第3-1-22表 財政投融资用途別分類表
(51年度当初計画) (単位: 億円)

	産業投資 特別会計	資金運用部資金			簡保資金	政府保証 債・政府 保証借入 金	合 計
		年 金 資金等	郵 貯 資金等	小 計			
(1)住 宅	—	7,449	14,328	21,777	2,156	200	24,133
(2)生 活 環 境 整 備	5	5,997	6,676	12,673	559	3,615	16,852
(3)厚 生 福 祉	—	3,694	173	3,867	23	—	3,890
(4)文 教	—	150	586	736	1,838	—	2,574
(5)中 小 企 業	—	3,494	12,534	16,028	1,476	100	17,604
(6)農 林 漁 業	—	1,070	3,855	4,925	227	—	5,152
(1)～(6) 小 計	5	21,854	38,152	60,006	6,279	3,915	70,205
(7)国土保全・災害復旧	—	217	670	887	235	—	1,122
(8)道 路	—	952	2,943	3,895	3,437	723	8,055
(9)運 輸 通 信	—	2,219	6,864	9,083	1,347	1,700	12,130
(10)地 域 開 発	19	468	1,450	1,918	192	869	2,998
(7)～(10) 小 計	19	3,856	11,927	15,783	5,211	3,292	24,305
(11)基 幹 産 業	11	—	2,416	2,416	100	469	2,996
(12)貿 易 ・ 経 済 協 力	670	—	8,014	8,014	—	—	8,684
合 計	705	25,710	60,509	86,219	11,590	7,676	106,190

大蔵省理財局調べ

- (注) 1. 「沖縄振興開発金融公庫」「日本開発銀行」「地方公共団体」等については、財政投融资の額を、それぞれの区分に応じ、事業規模等を基礎として配分している。
2. 年金資金等には、厚生年金保険、国民年金、船員保険及び国家公務員共済組合の新規預託増加見込額を計上している。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第4節 年金積立金の運用

3 年金積立金の還元融資

年金積立金の還元融資制度とは、年金積立金が被保険者等の拠出した保険料の集積であることにかんがみ、その運用にあたって、保険料拠出者等の生活の向上、福祉の増進に直接寄与する分野に配分するものである。

この還元融資の形態としては、特殊法人である年金福祉事業団等を通じて行う貸付けと都道府県や市町村に対して特別地方債という形で行う貸付けとがある。

51年度における還元融資の資金計画は第3-1-23表のとおりであるが、主要な部分を占める年金福祉事業団及び特別地方債の概要は、次のとおりである。

第3-1-23表 年金積立金還元融資資金計画

(単位:億円)

	50年度	51年度
還元融資資金総額	7,030	8,330
年金福祉事業団	1,812	2,114
住宅	618	635
療養施設	59	89
厚生福祉施設	134	190
被保険者住宅資金貸付け	734	819
大規模年金保養基地	137	121
年金担保資金貸付け	130	260
特別地方債	4,488	5,351
住宅	237	247
(賃貸住宅)	101	63
(老人居室整備資金貸付け)	27	36
(水洗便所改造資金貸付け)	109	148
病院	690	920
厚生福祉施設	910	1,050
(1) 社会福祉施設等	700	820
(2) レクリエーション・スポーツ施設	210	230
一般廃棄物処理	1,050	1,240
簡易水道	270	330
と畜場	50	60
小計	3,207	3,847
産業廃棄物処理	10	10
産同和対策	440	600
下水道	335	678
上下水道	496	216
小計	1,281	1,504
その他の他	730	865
医療金融公庫	279	320
社会福祉事業振興会	188	219
国立病院特別会計	190	241
公害防止事業団	73	85

厚生省年金局調べ

(1) 年金福祉事業団

ア 住宅(社宅,分譲住宅)療養施設及び厚生福祉施設に対する貸付け

厚生年金保険の適用事業主,船舶所有者,中小企業等協同相合,消費生活協同組合,健康保険組合,国民健康保険組合,厚生年金基金,日本赤十字社,社会福祉法人等に対し,これらの者が,被保険者等の福祉を増進するため,住宅,療養施設又は厚生福祉施設(休養施設,体育施設,教養文化施設等)を設置又は整備する場合に融資される。

利率は,大企業事業主については年8.0%,中小企業事業主その他の法人については年7.5%であるが,特に,被保険者が組織する団体等が建設する分譲住宅資金の融資については年5.5%とされている。事業計画額は

944億円が予定されている。

イ 被保険者住宅資金貸付け

被保険者住宅資金貸付制度は、厚生年金保険等の被保険者に対して直接還元融資の利益を及ぼすため、公的年金制度である各種共済組合が実施している組合員住宅資金貸付けと同様の趣旨で被保険者に対し住宅資金貸付けを行おうとするもので、48年度から実施されている。この制度は、1)厚生年金保険及び船員保険の場合にあつては、事業主を通ずる転貸又は事業主なり被保険者の組織する団体等を通ずる転貸の方式により被保険者に融資することを原則としており、この場合、被保険者は被保険者期間に応じて最高450万円まで融資を受けられる。2)国民年金の場合にあつては住宅金融公庫を通じて被保険者に融資することとしており、その場合の貸付金額は150万円までとされている。

貸付利率は、いずれの場合も年6.95%であり、事業計画額としては全体で1,000億円が予定されている。

ウ 大規模年金保養基地の設置

大規模年金保養基地は、人口の老齢化が急速に進行するなかで、年金生活に入った人々が単に余生を送るだけでなく、生き甲斐のある有意義な生活を送るのに必要な場を提供するとともに、現役の勤労者や一般の人々の健全な余暇利用にもあわせ資することを目的とするものである。

48年度において4か所、49年度から50年度にかけて7か所の合計11か所(第3-1-24表)を指定し、全国配置計画を完了したところである。各基地とも、約330ヘクタール(100万坪)の用地に保健、保養のための施設、教養文化施設、宿泊施設等必要な施設を総合的に整備することとしており、当面51年度に第1次指定の4基地(三木、大沼、津南、田老)の設計、その他の基地の基本計画等を進めることとしている。

第3-1-24表 大規模年金保養基地

第3-1-24表 大規模年金保養基地		
基地名	所在地	
大沼基地	北海道	亀田郡七飯町 茅部郡森町
田老基地	岩手県	下閉伊郡田老町
南東北基地 (複合型基地)	宮城県	岩沼市
	福島県	二本松市
津南基地	新潟県	中魚沼郡津南町
中央高原基地	岐阜県	恵那市
三木基地	兵庫県	三木市
紀南基地	和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町
		” 太地町
安浦基地	広島県	豊田郡安浦町
横浪基地	高知県	土佐市
		須崎市
北九州基地 (複合型基地)	福岡県	八女郡黒木町
	熊本県	阿蘇郡久木野村
指宿基地	鹿児島県	指宿市

エ 年金担保資金貸付け

厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金受給権者に対し、その受給権を担保として、小口資金の貸付けを行うもので、50年11月から実施されている。

貸付けは、一般の市中銀行等を通じて行うこととしており、貸付限度額については、年金額の1年半分(その額が70万円を超えるときは、70万円を限度)以内、貸付利率は年7.5%である。

(2) 特別地方債

特別地方債は、都道府県、市町村等の地方公共団体が厚生年金保険、船員保険又は国民年金等の被保険者を中心とした地域住民の福祉向上に直接役立つ施設を整備しようとする場合に行われる融資である。融資対象施設は、住宅(1)厚生年金保険又は船員保険の適用を受ける中小企業の事業主又は船舶所有者に賃貸するために地方公共団体が建設する従業員住宅、2)地域住民が老人専用居室を整備する場合の資金を地方公共団体が貸し付ける事業、3)下水道が完備している地域の既設の便所を水洗式に改造する資金を市町村が貸し付ける事業、病院、厚生福祉施設(老人ホーム、保育所等の社会福祉施設、国民宿舎等の休養施設、体育施設、会館等)、一般廃棄物処理施設(し尿処理施設、ごみ処理施設、清掃運搬施設)、簡易水道、上下水道施設等である。貸付利率は年7.5%である。

年金福祉事業団及び特別地方債の50年度における融資の申請及び決定の状況は第3-1-25表及び第3-1-26表のとおりである。

第3-1-25表 年金福祉事業団の申請状況及び決定状況

第3-1-25表 年金福祉事業団の申請状況及び決定状況
(50年度) (単位: 100万円)

	申 請		決 定		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
総 計	29,455	179,314	27,956	165,914	
住 宅 (うち被保険者住宅分)	21,424 (20,539)	138,881 (88,143)	20,036 (19,175)	129,183 (79,800)	
療 養 施 設	76	13,167	72	12,236	
厚 生 福 祉 施 設	総 数	385	23,660	289	20,899
	休 養 施 設	185	8,270	137	7,153
	体 育 施 設	26	4,482	25	4,281
	教 養 文 化 施 設	147	9,224	105	7,893
	給 食 施 設	25	887	20	775
	そ の 他 の 施 設	2	797	2	797
年 金 担 保	7,570	3,606	7,559	3,596	

厚生省年金局調べ

第3-1-26表 特別地方債申請状況及び決定状況

第3-1-26表 特別地方債の申請状況及び決定状況

(50年度)

(単位:100万円)

	申 請		決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 計	5,053	673,728	4,996	554,681
住 宅	342	14,801	342	14,736
病 院	567	211,051	565	133,520
厚生福祉施設	1,793	112,228	1,749	79,106
社会福祉施設	1,196	46,298	1,186	34,954
保健衛生施設	77	4,427	73	3,669
保健婦等養成所	15	2,237	14	1,208
体育施設	363	30,350	352	21,943
休養施設	48	8,281	37	2,555
青少年教育施設	40	4,067	37	2,956
会 館	54	16,568	50	11,821
一般廃棄物処理	1,160	152,070	1,150	144,396
簡易水道	1,137	27,556	1,137	27,556
と畜場	54	4,400	53	3,745
産業廃棄物処理	0	0	0	0
同 和 対 策		(44,000)		(44,000)
下 水 道		(58,022)		(58,022)
上 水 道		(49,600)		(49,600)

厚生省年金局調べ

- (注) 1. 本表は、前年度からの継続融資分及び51年度以降の融資予定分を含んでいる。
 2. ()内の金額は、年金資金、他の政府資金及び公募資金と合わせて決定されたものについて年金資金分のみを計上したものである。
 3. 本表は、51年3月31日現在で整理したものである。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第1節 生活保護制度の動向

生活保護制度は、憲法第25条の生存権の理念に基づき、何らかの原因で貧困に陥り、自分の力では生計を維持できない者に対して、国の責任において、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、併せて、その自立を助長することを目的とする制度である。

近年、年金等の所得保障制度が著しく充実されてきているが、このような中であっても、生活保護制度は国民生活の最終的な拠り所としてなお重要な役割を果たしており、制度の内容面においても一般国民生活の変化に対応してその充実が図られている。

第1に、国民の消費生活の高度化に対応して、国民の消費生活水準と被保護階層のそれとの格差を縮小させる方向で、毎年、保護基準の引上げが行われている。

第2に、国民の生活様式、家族意識も大きく変化してきているので、制度の運用面における改善も毎年行われている。

第3に、経済が発展し、過剰労働力の吸収が行われたため、保護の対象者は、傷病者、障害者、高齢者、母子世帯などハンディキャップを負っている者が大部分を占めるに至っており、これらの人々の状態に着目した制度の充実が図られている。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

1 生活保護基準の意義

保護基準は、国がすべての国民に対し保障すべき「健康で文化的な最低限度の生活水準」を具体的に示すとともに、実際に個々の世帯が保護を必要とするか否かを判定し、更に、保護が必要であると判定された場合にどの程度の保護を行うか(いくら扶助費を支給するか)を決める尺度となるものである。

この基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他必要な事情を考慮して保護の種類(生活扶助基準をはじめとする7種類の扶助基準)ごとに厚生大臣が定めることとされている。この基準設定に当たっては、国民生活の現状と将来の見通しについて十分検討を行い、常に合理性、妥当性が確保されるように努めている。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

2 生活扶助基準の改善

生活扶助基準については、従来から一般国民生活の向上等に対応し、一般世帯と被保護世帯との消費水準の格差を縮小するという観点からその改善を図ってきており、51年度においても政府経済見通しによる1人当たり個人消費支出の伸び率を基礎とし、これに国民一般の生活水準との格差縮小分も加味して対前年度当初比12.5%の引上げを行った。

この改善の結果、1級地(大都市及びその周辺地域)における標準4人世帯の生活扶助基準額は50年度(当初)の7万4,952円から8万4,321円となり、月額9,369円の増額となっている(第3-2-1表)。

第3-2-1表 生活扶助基準額の年次推移

第3-2-1表 生活扶助基準額の年次推移
(標準4人世帯, 1級地)

	実施年月日	基準額	対前回比	指数
第16次	35年4月1日	8,914円	—%	100.0
21	40 4 1	18,204	112.0	204.2
26	45 4 1	34,137	114.0	383.0
29	48 4 1	50,575	114.0	567.4
30	49 4 1	60,690	120.0	680.8
31	50 4 1	74,952	123.5	840.8
32	51 4 1	84,321	112.5	945.9

厚生省社会局調べ

次に、生計の実態に着目して保護基準の水準を測ってみると、一般世帯と被保護世帯との消費支出の格差は年々縮小の傾向にある。

その他生活扶助基準の範ちゅうに属する改善については、第1に、級地格差の是正である。生活保護制度においては、各地域における一般世帯の消費水準の動向等を勘案して4つの級地に区分されているが、最近の生活水準の地域格差の縮小等の動向に即応するため、50年度においては、4級地町村の4割が3級地に、更に県庁所在地の市で3級地となっていた市をすべて2級地に指定替えを行った。また、51年度においても50年度に引き続き、級地の指定替えについて大幅な改善を行うこととしている。

第2に、老齢加算等の改定である。老齢加算、母子加算及び障害者加算については、福祉年金と同額としていた従来の取扱いを改め、51年1月以降生活保護独自の立場から加算額を定めることとし、生活扶助基準の一定割合の額とした。これに伴って、今後これらの加算額は、生活扶助基準と同一の引上げ率で改善が図られる。

また、本年1月から、重度障害者の福祉手当に対応するために、4,000円の介護加算を新設した。

第3に,その他の生活扶助基準の改定である。入院患者日用品費,妊産婦加算等について生活扶助基準の引上げ率に準じてそれぞれ所要の引上げを行ったほか,重度障害者他人介護料を2万3,000円以内から2万6,000円以内に引き上げた。

また,一時扶助関係では,入学準備金を最近の入学用品の準備に要する経費の実態を考慮して小学校の場合50年度の2万円から2万2,000円に,中学校の場合2万4,000円から2万6,000円に引き上げたほか,その他の品目についても所要の引上げを行った。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

3 その他の扶助基準の改善

51年度における生活扶助基準の改善については、前述のとおりであるが、その他の扶助基準、動労控除等についても改善を行った。その概要は次のとおりである。

(1) 教育扶助基準

教育扶助基準の改定に当たっては、学用品費等の値上がり及び一般世帯の児童、生徒の教育費等の支出状況などを考慮して基準額を、小学生平均1,015円から1,110円に、中学生平均2,049円から2,240円に引き上げた。

また、51年度から従来の学年別の基準を改め、小中学校別の2区分の基準とした。

(2) 住宅扶助基準

家賃間代については、一般基準額5,500円を超える場合には都道府県、指定都市単位で別に定める特別基準が適用されることになっているが、51年度においても、この額について所要の改善を行い、特に限度額を級地により区分するとともに、7人以上の多人数世帯について特別の配慮を行った。

(3) 出産扶助基準

51年度における出産扶助基準の改善に当たっては、最近における医療費改定等の影響を受けて増大してきている出産に要する費用の実態に対応して分べん介助料等の基準額を2万5,000円から4万3,000円に引き上げ、更に特別の事情がある場合は、5万5,000円まで支給できるようにした。

なお、施設分べんが行われる場合には、この基準額のほか入院に要する最小限度の額については実費支給を行うこととしている。

(4) 生業扶助基準

生業扶助基準のうち、就職支度費を従来の1万5,000円以内から2万円以内に引き上げた。

(5) 葬祭扶助基準

葬祭に要する費用の実態に対応して、基準額を50年度の3万3,000円以内から4万4,000円以内にと大幅な引上げを行った。

(6) 勤労控除

基礎控除については、業種別基礎控除を生活扶助基準と同様に12.5%引き上げ、日雇、農業等の職種の場合で50年度の1万2,020円から1万3,520円に引き上げるとともに基礎控除の最高額を1万5,030円から1万6,220円に引き上げた。

また、特別控除についても所要の改善を行ったほか、未成年者が就労して収入を得ている場合に適用される未成年者控除についても未成年就労者の処遇充実の一環として4,000円から6,000円に引き上げた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

4 最低生活保障水準

被保護世帯が実際に保障される最低生活保障水準は、被保護者の年齢、性別、世帯構成、所在地等によって異なる幾つかの世帯を想定し、51年度の生活保護基準によって、その最低生活保障水準を示すと、第3-2-2表のとおりで、例えば、標準4人世帯の場合は、1級地で10万4,451円、4級地で7万7,129円となり(なお、住宅扶助の特別基準額を使用すれば、東京都の場合で1級地12万0,251円、4級地9万3,229円となる)。また、単身の高齢者すなわち70歳以上の老人(女)1人世帯の場合は1級地4万2,761円、4級地3万1,796円となっている(住宅扶助の特別基準を使用すると東京都の場合で、1級地5万8,561円、4級地4万7,896円となる)。

第3-2-2表 最低生活保障水準の具体的例

第3-2-2表 最低生活					
標準4人世帯					
35歳男(日雇)・30歳女(無職)・9歳男(小学3年生)・4歳女					
昭和50年度(当初)					
		1級地	4級地	1級地	4級地
生活扶助		74,952円	54,715円	84,321円	61,559円
(第1類)		58,440	42,650	65,740	47,990
(第2類)		16,512	12,065	18,581	13,569
加算(別掲)		—	—	—	—
小計	世帯当たり	74,952	54,715	84,321	61,559
	1人当たり	18,738	13,679	21,080	15,390
教育扶助		1,040	1,040	1,110	1,110
住宅扶助		5,500	2,300	5,500	2,300
		(18,400)	(7,300)	(21,300)	(18,400)
基礎控除		12,020	10,810	13,520	12,160
合計	世帯当たり	93,512	68,865	104,451	77,129
		(106,412)	(73,865)	(120,251)	(93,229)
	1人当たり	23,378	17,216	26,113	19,282
		(26,603)	(18,466)	(30,063)	(23,307)
老人2人世帯					
72歳男(無職)・70歳女(無職)					
昭和50年度(当初)					
		1級地	4級地	1級地	4級地
生活扶助		43,766円	31,943円	49,238円	35,944円
(第1類)		30,600	22,340	34,430	25,130
(第2類)		13,166	9,603	14,808	10,814
加算(別掲)		15,000	15,000	17,000	17,000
小計	世帯当たり	58,766	46,943	66,238	52,944
	1人当たり	29,383	23,472	33,119	26,472
教育扶助		—	—	—	—
住宅扶助		5,500	2,300	5,500	2,300
		(18,400)	(7,300)	(21,300)	(18,400)
基礎控除		—	—	—	—
合計	世帯当たり	64,266	49,243	71,738	55,244
		(77,166)	(54,243)	(87,538)	(71,344)
	1人当たり	32,133	24,622	35,869	27,622
		(38,588)	(27,122)	(42,768)	(35,672)

厚生省社会局調べ

- (注) 1. 上記の基準額のほか、学校給食費、通学のための交通費等の実費が支給さ
 2. 住宅扶助は、一般基準額を示したが、家賃、地代の額がそれを上回る場合
 3. 第1類費とは被服費や、飲食物費のように、個人単位に計算できる生活費
 第2類費とは生活扶助の内容のなかでも燃料費や水道料などのように1類
 世帯人員別に表示されている。

保障水準の具体的事例

		母子3人世帯			
		30歳女(無職)・9歳男(小学3年生)・4歳女			
		昭和50年度(当初)		昭和51年度	
		1級地	4級地	1級地	4級地
生活扶助 (第1類 第2類 算(別掲))		55,630円	40,598円	62,575円	45,681円
		40,790	29,770	45,880	33,490
		14,840	10,828	16,695	12,191
		10,600	10,600	11,880	11,880
小	世帯当たり	66,230	51,198	74,455	57,561
計	1人当たり	22,077	17,066	24,818	19,187
	教育扶助	1,040	1,040	1,110	1,110
	住宅扶助	5,500 (18,400)	2,300 (7,300)	5,500 (21,300)	2,300 (18,400)
	基礎控除	—	—	—	—
合	世帯当たり	72,770 (85,670)	54,538 (59,538)	81,065 (96,865)	60,971 (77,071)
計	1人当たり	24,257 (28,557)	18,179 (19,846)	27,022 (32,288)	20,324 (25,690)
		老人単身世帯			
		70歳女(無職)			
		昭和50年度(当初)		昭和51年度	
		1級地	4級地	1級地	4級地
生活扶助 (第1類 第2類 算(別掲))		25,572円	18,658円	28,761円	20,996円
		14,080	10,280	15,840	11,560
		11,492	8,378	12,921	9,436
		7,500	7,500	8,500	8,500
小	世帯当たり	33,072	26,158	37,261	29,496
計	1人当たり	33,072	26,158	37,261	29,496
	教育扶助	—	—	—	—
	住宅扶助	5,500 (18,400)	2,300 (7,300)	5,500 (21,300)	2,300 (18,400)
	基礎控除	—	—	—	—
合	世帯当たり	38,572 (51,472)	28,458 (33,458)	42,761 (58,561)	31,796 (47,896)
計	1人当たり	38,572 (51,472)	28,458 (33,458)	42,761 (58,561)	31,796 (47,896)

れ、社会保険料、労働組合費、通勤費等の実費が控除される。
 は特別基準が適用される。() 書は、東京都の場合の特別基準最高額である。
 について示された基準であり、したがってこの基準は年齢、性別に表示されている。
 費と違って世帯全体としてまとめて支出される生活費について示された基準であり、

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第3節 保護の動向

最近の保護の動向は、47年度をピークに世帯数、人員とも減少の傾向にあったが、49年9月を境に微増傾向に転じその増加の基調は依然として持続している。これは、48年後半の石油危機に端を発した不況と高度経済成長から安定経済成長への政策転換等社会経済情勢の変化による影響が大きく反映されていると考えられる。

また、保護階層の質的变化をみると高齢者、傷病障害者など社会的ハンディキャップを有する稼働能力の低いものが著しく増大しており、このような傾向は今後とも一層続くと予想されることから生活保護行政の運用に当たっては、より適切な対応策を講じていくことが要請されている。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

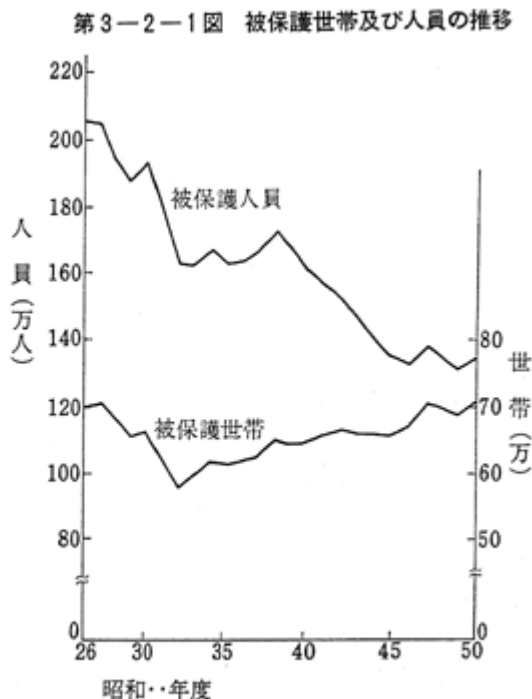
第3節 保護の動向

1 被生活保護世帯,人員及び保護率

生活保護を受けている世帯数,人員は50年度平均で,71万世帯,135万人であり,人口1,000人当りの被保護人員(以下「保護率(0/00)」という。)は12.1人である。

これを前年度と比較すると世帯数で1万8,000世帯,人員にして3万7,000人の増加であり,保護率では0.2ポイントの上昇となっている。世帯数は32年度の58万世帯を最低に,以後激増傾向を続け47年度の70万世帯を最高としてその後減少傾向に転じていたが,49年9月の68万3,000世帯を境として微増傾向に転じ50年度には70万7,000世帯となり,その後も微増の傾向にある。人員については38年度の174万人をピークに減少傾向を続けていたが,49年9月の129万9,000人を境として微増傾向に転じ,50年度には134万9,000人となり,現在も微増の傾向にある(第3-2-1図)。

第3-2-1図 被保護世帯及び人員の推移



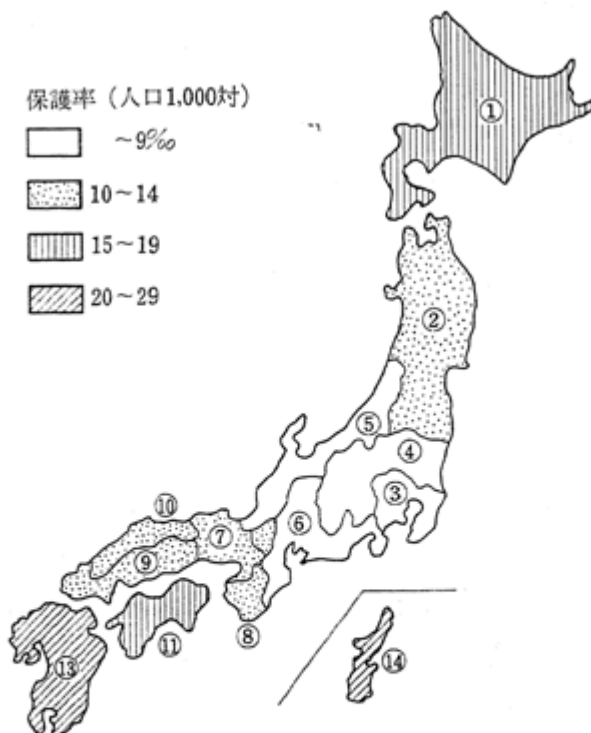
資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

また,地域別にこの動きをみると関東,東海,北陸,近畿ブロックは前年度に比べ世帯数,人員とも増加しており保護率の上昇率が大きかった。東北ブロックは前年度に比べ世帯数,人員とも減少しており,保護率は低下している。九州ブロックも保護率が全国平均より高いが50年度も引き続き低下を示している。指定都市は前年度に比べ保護率の上昇率は大きかった。

これらの動きは、不況による雇用事情の悪化等により、大都市を中心とした地域での顕著な動きが反映されているものと考えられる(第3-2-2図)。

第3-2-2図 地域別にみた保護率(50年度)

第3-2-2図 地域別にみた保護率(50年度)



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

(注) ①北海道 ②青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 ③埼玉、千葉、東京、神奈川 ④茨城、栃木、群馬、山梨、長野 ⑤新潟、富山、石川、福井 ⑥岐阜、静岡、愛知、三重 ⑦京都、大阪、兵庫 ⑧滋賀、奈良、和歌山 ⑨岡山、広島、山口 ⑩鳥取、島根 ⑪徳島、香川、愛媛、高知 ⑫福岡、佐賀、長崎、大分 ⑬熊本、宮崎、鹿児島 ⑭沖縄

各論

第3編 所得保障の充実

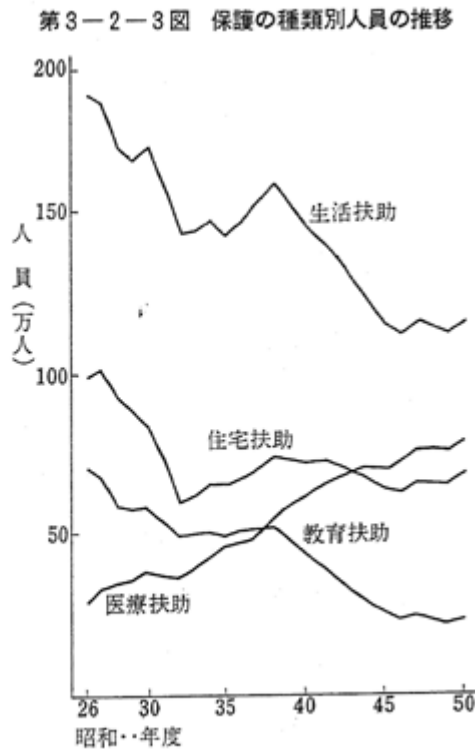
第2章 生活保護

第3節 保護の動向

2 保護の種類別人員

保護の種類別人員をみると50年度平均で生活扶助116万人,住宅扶助70万5,000人,教育扶助22万9,000人,医療扶助78万5,000人,その他の扶助5,000人となっている。これらの最近の動向をみると38年度をピークにその後生活扶助人員,住宅扶助人員及び教育扶助人員とも減少を続けていたが,49年9月を境にいずれも増加に転じている(第3-2-3図)。

第3-2-3図 保護の種類別人員の推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉業務報告」

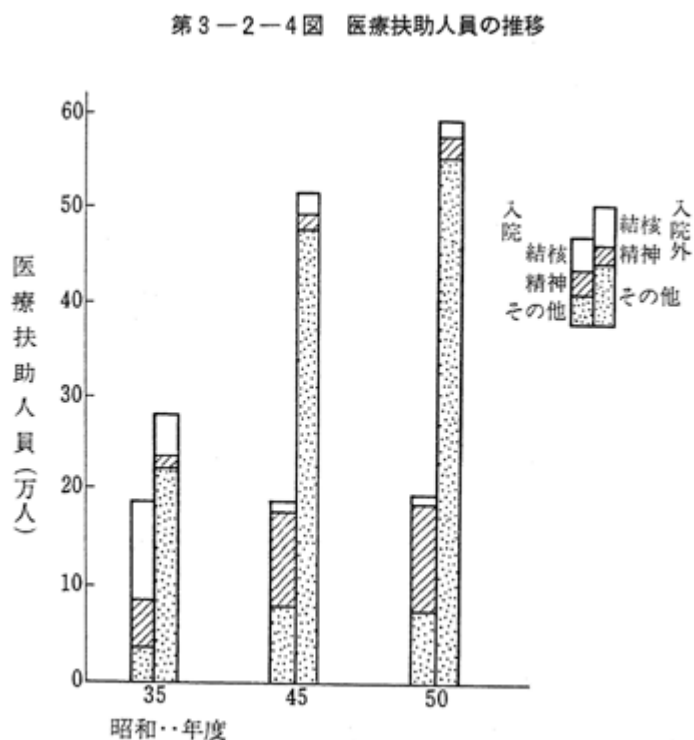
医療扶助人員の動向をみると,入院人員は39年度以後一貫して増加を続け,47年度の20万5,000人をピークに減少傾向に転じていたが,50年度は逆に増加傾向に転じ,前年度に比べ約2,000人の増加を示した。

入院外人員も33年度以降大幅に増加しており,48年度の56万人をピークに49年度は減少を示したが,50年度は再び増加に転じ58万8,000人と約2万8,000人の増加を示した。

次に医療扶助人員を病類別にみると,最近における疾病構造の変化を反映して,結核患者の減少と精神病患者の増加が著しい。結核患者は年々減少し,50年度においては2万5,000人,医療扶助人員全体の3.2%とその割合は極めて低下している。これに対し,精神病患者は年々増加し,50年度は医療扶助人員全体の

16.7%,13万1,000人に達している。特に,精神病による入院患者は11万2,000人と医療扶助による入院患者の57%を占め,しかも精神病入院患者全体のほぼ4割が生活保護法による医療扶助受給者という高率を示している(第3-2-4図)。

第3-2-4図 医療扶助人員の推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第3節 保護の動向

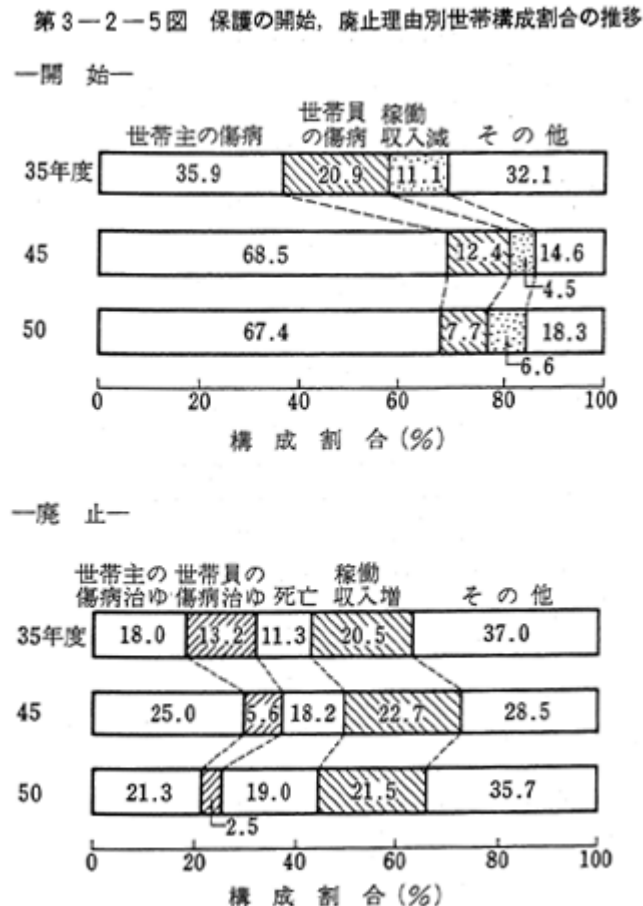
5 保護の開始,廃止原因

50年度中に保護を開始した世帯は20万4,000世帯,人員にして41万8,000人である。

これを開始理由別にみると,傷病を理由とするものが50年度は前年度と同様75.2%を占め最も多く,稼働収入減を理由としたものが前年度5.8%に比べ50年度は6.6%となっている。これは不況による稼働収入の減少及びこれに伴う医療費の自己負担能力の低下によるものと考えられる。

次に,50年度中に保護を廃止した世帯は19万3,000世帯,人員で36万3,000人である。これを廃止理由別にみると,傷病の治ゆを理由とするものが50年度は23.8%,被保護者の死亡によるもの19.0%,稼働収入の増加によるもの21.5%となっている(第3-2-5図)。

第3-2-5図 保護の開始,廃止理由別世帯構成割合の推移



資料：厚生省統計情報部「生活保護動態調査報告」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

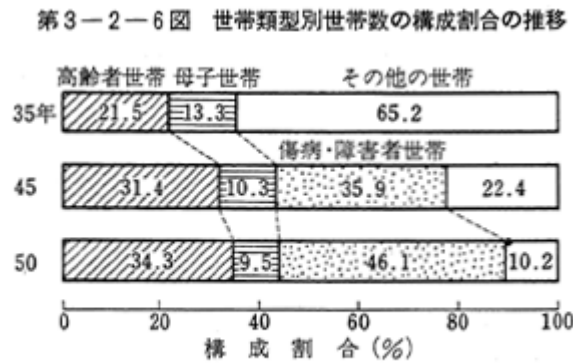
第2章 生活保護

第3節 保護の動向

4 世帯類型・世帯人員の構造及び就業状況

被保護世帯の世帯類型をみると、社会生活を営むうえでハンディキャップを有し単に経済給付だけでなく各種の社会的援護を必要とする高齢者世帯、母子世帯、傷病・障害者世帯が50年度は89.8%を占めている。この割合は、45年度の77.6%に比べて極めて高くなっており、とりわけ傷病・障害者世帯は35.9%から46.1%に顕著な増加を示している(第3-2-6図)。

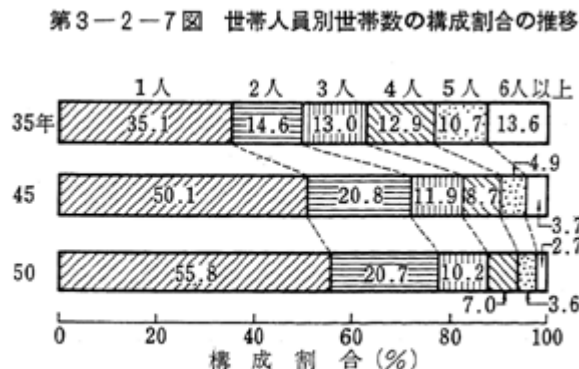
第3-2-6図 世帯類型別世帯数の構成割合の推移



資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」

次に世帯人員の推移をみると、1世帯当たりの平均人員は35年の3.0人から年々減少し、50年は1.9人となった。被保護世帯人員が減少しているのは、核家族化の進行という一般的傾向によるもののほか、単身世帯、高齢者世帯、母子世帯等の少人数世帯が多く占めている結果と考えられる(第3-2-7図)。

第3-2-7図 世帯人員別世帯数の構成割合の推移

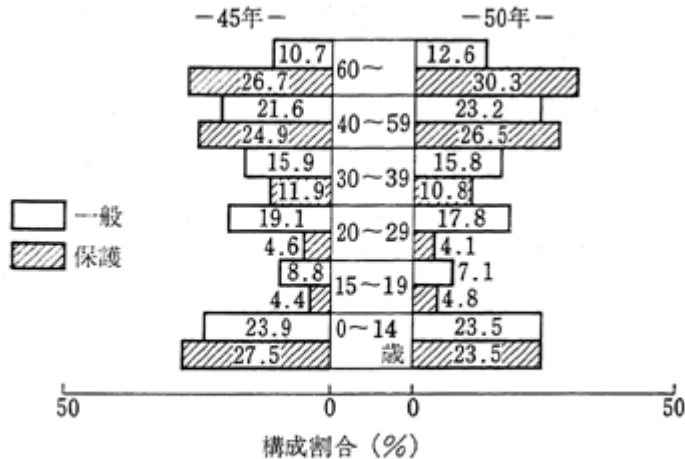


資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」

被保護人員を年齢階級別の構成割合で見ると、15歳未満の若年齢層、40歳以上の中高年齢層の非稼働年齢層が多く、これに対し、15歳から39歳の青壮年齢層は著しく少ない。特に60歳以上の高年齢層の被保護人員総数に占める割合をみると45年には26.7%であったものが、50年には30.2%に増加している。この割合は一般人員構成における60歳以上の人口割合12.6%を上回っており、今後の動向が注目される(第3-2-8図)。

第3-2-8図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成割合の推移

第3-2-8図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成割合の推移



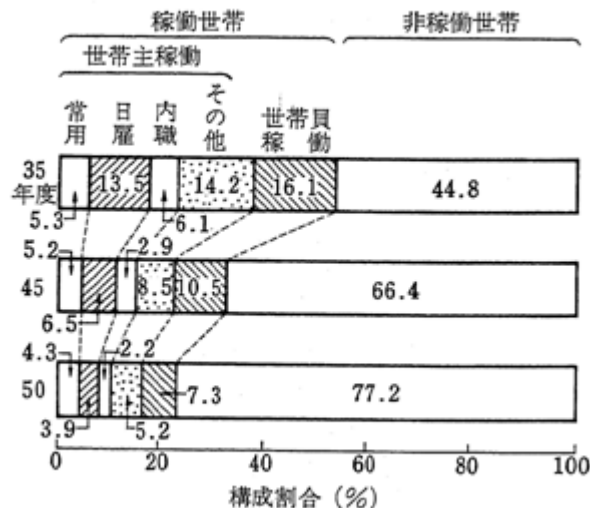
資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」
 総理府統計局「国勢調査集計結果報告」

被保護世帯の就業状況を見ると稼働世帯の減少が著しく、35年度には55.2%、45年度には33.6%で50年度には22.8%となっておりその結果被保護世帯の約8割が非稼働世帯で占められている。特に、世帯主が働いて保護を受けている世帯の割合は35年度で39.1%、45年度では23.1%であったが、更に50年度は15.5%に減少している。

また、世帯員が働いて保護を受けている世帯も35年度の16.1%から50年度は7.3%に大幅に減少している。こうした傾向は最近においては不況による影響もあると考えられるが、高齢者世帯、傷病・障害者世帯の増加傾向とあいまって今後ますます顕著になるものと思われる(第3-2-9図)。

第3-2-9図 労働力類型別世帯数構成割合の推移

第3-2-9図 労働力類型別世帯数構成割合の推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第4節 保護施設

生活保護法に基づく保護施設には、救護施設、更生施設、医療施設、授産施設及び宿所提供施設の5種類がある。

保護施設の数、50年10月1日現在349施設であり、救護施設を除き漸減傾向にある。その中で救護施設については若干増加傾向がみられる。これは、救護施設が、主として単一の障害を対象とする他種施設に收容することになじまない者(複合障害者等)を総合的に受入れる施設であるためであり、このような施設に対するニーズが依然として存在していることのためであると考えられる。

国は、保護費の負担と同様、都道府県及び市町村が支弁した保護施設の運営費の10分の8を負担している。

第3-2-3表 保護施設数の推移

第3-2-3表 保護施設数の推移

(単位：か所)

	46年度	47	48	49	50
総 数	378	383	357	352	349
救 護 施 設	136	141	144	145	145
更 生 施 設	22	19	16	15	16
医 療 保 護 施 設	71	86	70	74	72
授 産 施 設	105	97	87	81	81
宿 所 提 供 施 設	44	40	40	37	35

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

(注) 46年は年末現在、47年以降は10月1日現在である。

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第1節 児童手当の概要

児童手当制度は、児童を養育している者に対して児童手当という現金給付を行うことによって、児童養育費の家計に与える負担を軽減して家庭生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成とその資質の向上に資することを目的としている。

児童手当制度は、我が国の社会保障制度の中で最も遅く、47年1月から発足した。その支給対象となる第3子以降の児童の範囲は、49年4月に制度が当初予定していた義務教育終了前の児童にまで拡大された。

児童手当の手当月額については、制度発足当初の3,000円をその後の消費者物価の上昇等にかんがみ、49年10月分から4,000円に、50年10月分から5,000円に引き上げられ、現在に至っている。

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第2節 児童手当制度の実施状況

50年度における支給状況は、第3-3-1表のとおりである。受給者数は、51年2月末現在で、被用者99万3,953人、非被用者115万962人、公務員25万9,917人、総数240万4,832人、算定基礎児童数(児童手当の支給の対象となる義務教育終了前の第3子以降の児童数)は、同じくそれぞれ112万6,079人、141万899人、28万6,466人、総数282万3,444人となっている。支給額は、総計1,444億5,393万円である。

第3-3-1表 児童手当支給状況

第3-3-1表 児童手当支給状況(50年度)

(単位:人,1,000円)

	受給者数	算定基礎児童数	支給額
総数	2,404,832	2,823,444	144,453,928
市町村支給分	2,144,915	2,536,978	129,775,682
被用者	993,953	1,126,079	56,841,026
非被用者	1,150,962	1,410,899	72,934,656
公務員分	259,917	286,466	14,678,246
国家公務員	68,796	75,282	3,899,022
地方公務員	154,113	171,182	8,724,996
公共企業体職員	37,008	40,002	2,054,228

資料:厚生省児童家庭局「昭和50年度児童手当事業年報」

(注) 受給者数、算定基礎児童数は、51年2月末現在である。

受給者数及び算定基礎児童数は、50年2月末現在の数と比べて、総数で、それぞれ6万3,259人(2.7%増)、6万1,190人(2.2%増)の増加である。なお、支給額は49年度に比し384億2,901万円(36.2%増)の増額となっている。

算定基礎児童数別の受給者数は、51年2月末現在第3-3-2表のとおりであり、算定基礎児童数が1人の受給者が全受給者の86.5%と圧倒的に大きな割合を占めているが、50年2月末現在と比べるとその割合はほぼ同率である。なお、受給者1人当たりの算定基礎児童数は、平均1.2人となっている。

第3-3-2表 算定基礎児童数別受給者数

第3-3-2表 算定基礎児童数別受給者数(51年2月末現在)

(単位:人,%)

	総数	児童1人	2人	3人	4人	5人以上
実数	2,404,832	2,080,325	257,626	48,143	12,883	5,855
構成比	100.0	86.5	10.7	2.0	0.5	0.3

資料:厚生省児童家庭局「昭和50年度児童手当事業年報」

所得制限の限度額は、50年度6月分から51年5月分までの児童手当については、扶養親族等5人の場合(6人世帯の場合)、49年の年間収入額で415万円であったが、51年6月分の児童手当からは、464万5,000円に引き上げられた。この引上げによって、所得による支給制限に触れないで児童手当を受けることのできる支給率は、従来の水準に維持されることとなる。障害者控除等の諸控除の額も、51年6月分の児童手当から引き上げられた。

児童手当事業の運営については、厚生保険特別会計の中に児童手当勘定を設けて行われているが、児童手当交付金の財源としての収入は、被用者分については事業主からの拠出金に国庫負担金を加えたものを、非被用者分については、国庫負担金をもってこれにあて、この財源をそれぞれ被用者児童手当交付金、非被用者児童手当交付金として児童手当の支給事務を行っている市町村に交付しているが、市町村においても国からの交付金と都道府県の負担金に自らの負担金を加え支給費用としている。その負担割合は次のとおりである。

	事業主拠出	国庫負担	都道府県負担	市町村負担
被用者	7/10	2/10	0.5/10	0.5/10
非被用者	—	4/6	1/6	1/6

なお、50年度における拠出金収入は、445億7,000万円、国庫負担金の被用者児童手当財源分は117億6,000万円、非被用者児童手当財源分については498億7,000万円、総額約1,061億9,000万円となっている。

この収入のほか、児童手当の交付事務等を行っている都道府県及び市町村に交付する事務費財源が国庫で負担され、その額は約33億8,000万円である。

事業主拠出金の50年度の徴収状況は、第3-3-3表のとおりである。また、51年度の拠出金率は、50年度と同様1,000分の1.2となっている。

第3-3-3表 児童手当事業主拠出金徴収状況

第3-3-3表 児童手当事業主拠出金徴収状況(50年度)

(単位:100万円)

	徴収決定済額	収納済額
総計	42,098	41,814
厚生年金保険関係	40,387	40,119
船員保険関係	526	511
共済組合関係	1,185	1,185

厚生省児童家庭局調べ

以上のように、児童手当制度は、制度発足以来着実に発展してきているところであるが、今後における制度の発展を図るうえにおいては、この手当が、真に児童の健全なる育成と資質の向上のために役立てられ、制度の趣旨が生かされるということが、何にもまして必要なことであろう。